

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 8 月 3 0 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第1号）

令和4年8月30日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第45号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第46号 令和3年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第47号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第48号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第49号 令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第11	議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について
日程第12	議案第51号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号)
日程第13	議案第52号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第2号)
日程第14	議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第55号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第56号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第57号 市道路線の認定について
日程第19	仮議長の選任を議長に委任することについて

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 4 年第 3 回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

山本重信議員は、病気のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 44 号から議案第 57 号までの議案 14 件につきましては、提案理由の説明、次に議案第 44 号から議案第 50 号までの決算議案 7 件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告、及び仮議長の選任を議長に委任する件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、田中宏幸議員及び尾和正之議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○福山議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 18 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 18 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○福山議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

次に、本定例会の説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案 14 件と報告 1 件であります。

次に、令和4年第2回定例会から令和4年第3回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和4年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

令和4年8月19日金曜日、和歌山市の和歌山城ホールで、和歌山県市議会議長会研修会が開催され、議長と副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、和歌山弁護士会弁護士、谷口拓氏を講師に招き、改正個人情報保護法の概要、改正個人情報保護法と議会の関係、議長会条例案についての研修を受講しました。

以上です。

○福山議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 市長の行政報告

○福山議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 おはようございます。失礼いたします。

議員の皆様におかれましては、平素より、岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は、皆様方にご出席をいただき、令和4年第3回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

当面の市行政についてご報告を申し上げる前に、職員の事故についてご報告をいたします。

令和4年7月13日、午前7時18分頃、県道小豆島岩出線の西野付近において、前日の飲酒による酒気帯び運転及び交通事故で当市の職員が現行犯逮捕されました。酒気帯び運転については不起訴処分、交通事故については、運転をしていた相手方にけがをさせたとして略式起訴となりました。

被害者の方、市民の皆様、議員の皆様にご心からおわびを申し上げます。

このような事故を起こしたことに対し、私をはじめ全職員が厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、綱紀の粛正に努め、職員一丸となって皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてご報告をいたします。

実績につきましては、8月21日現在、3回目接種を完了しているのは3万1,526

人で、接種率は65.4%、4回目接種を完了しているのは7,088人で、60歳以上の方の摂取率は41%となっています。

接種率の向上に努めることは、住民一人一人の重症化リスクを低下させ、市全体の感染拡大を抑制することにつながりますので、議員の皆様方におかれましても、ご協力をよろしくお願いをいたします。

なお、4回目接種の対象につきましては、60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患等を有する方とされていましたが、医療機関、高齢者施設等の従事者にも接種が拡大されたことから、順次、対応しているところであります。

また、オミクロン株対応ワクチン接種が、10月半ば以降に開始とされており、今後も、国や県などからの情報収集に努め、円滑にワクチン接種業務を進めてまいります。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政について、ご報告をいたします。

初めに、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。依然としてコロナ感染症の終息が見通せず、歳入の根幹である市税が伸び悩む中、社会保障関係費の増加や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援や対策などにより、厳しい状況が続いておりますが、住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を招かないよう行財政運営に取り組んだ結果、令和3年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は、5億207万7,894円の黒字決算となりました。

次に、原油価格・物価高騰等総合緊急対策関連事業についてであります。水道基本料金の免除及び学校給食に係る保護者の負担軽減を図る事業を実施してまいります。事業に要する経費は、専決処分し、本定例会に専決議案を上程しておりますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、令和4年度岩出市市民表彰式についてであります。感染防止対策を講じながら、11月5日、市民総合体育館小ホールで挙行いたします。長年にわたりご活躍され、市政の発展に大きく貢献いただいた方々を表彰いたしますので、議員各位におかれましては、ご臨席賜りますようお願いをいたします。

次に、岩出市地域防災訓練についてであります。10月23日、新型コロナウイルスの感染防止に細心の注意を払いつつ、災害支援活動の拠点施設である交通公園を訓練会場として開催する方向で準備を進めております。

大規模災害発生時、逃げ後れる人を出さない初動体制の確立こそが地域防災の最重要課題と捉えており、慌てず迅速に避難行動ができるよう、各関係機関とも連携

した訓練の実施を検討しているところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大が懸念される中、今後の感染状況によっては、中止・延期または代替事業等の措置を見極めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員採用試験についてであります。9月18日、一般事務職、技師、保健師、保育士及び手話通訳の福祉職の採用に係る一次試験を実施いたします。受験申込者は、一般事務職14名、技師2名、保健師4名、保育士5名、手話通訳の福祉職1名の計26名となっております。各職種において面接等の二次試験を実施し、合格内定者については、後日、議会に報告させていただきます。

次に、令和4年度敬老会についてであります。開催する方向で準備を進めておりましたが、最近の新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、やむを得ず中止とすることにいたしました。代替事業として、今年度も高齢者食の応援事業を実施いたします。お弁当または食の応援クーポン券のどちらかを選んでいただき長寿をお祝いするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店の活性化を図ります。

次に、観光促進についてであります。新型コロナウイルス感染の第7波が猛威を振るっている中、アフターコロナを見据え、県内外から多数の方が安心・安全に来訪するための環境整備として、道の駅にウイルスの抑制・除菌を行う紫外線除菌機器を設置するため、国土交通省観光庁が所管する環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業の補助金を活用し、道の駅ねごろ歴史の丘感染症対策設備設置事業の実施に要する補正予算を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、秋のイベントについてであります。市民運動会については10月10日のスポーツの日に、文化祭については11月5日・6日の2日間で、また令和3年度から延期にしておりました市制施行15周年記念岩出市マラソン大会は11月20日、それぞれ開催する方向で準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されます。

今後の感染状況により、中止・延期または代替事業等への措置の必要性を見極めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小中学校の修学旅行についてであります。小学校は京都・奈良方面、中学校は伊勢志摩方面を検討中であります。

本日ご説明申し上げました、これらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政

の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○福山議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第18 議案第57号 市道路線の認定

○福山議長 日程第5 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第18 議案第57号 市道路線の認定の件までの議案14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 失礼をいたします。

ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、令和3年度決算認定の案件が7件、専決処分の承認を求める案件が2件、条例案件が1件、令和4年度補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件の計14件であります。

初めに、令和3年度決算認定の案件についてご説明を申し上げます。

議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が212億8,816万2,968円、歳出総額が206億4,793万8,074円で、歳入歳出差引額は6億4,022万4,894円となりましたが、翌年度への繰り越すべき財源があるため、実質収支額は5億207万7,894円となります。

次に、議案第45号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が57億7,643万6,245円、歳出総額が57億5,925万7,300円で、歳入歳出差引額は1,717万8,945円となりました。

次に、議案第46号 令和3年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が35億3,778万9,835円、歳出総額が35億2,397万6,683円で、歳入歳出差引額は1,381万3,152円となりました。

次に、議案第47号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

についてであります。歳入総額が10億1,244万4,072円、歳出総額が9億9,764万1,973円で、歳入歳出差引額は1,480万2,099円となりました。

次に、議案第48号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額、歳出総額ともに3,091万3,425円、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第49号 令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります。まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が3億8,058万7,496円で、減債積立金に5,661万3,830円を、建設改良積立金に1億4,605万4,236円を積み立てるほか、資本金に、減債積立金取崩し分として612万8,605円、建設改良積立金取崩し分として1億1,179万825円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が10億5,166万2,132円、収益的支出額が8億66万2,623円で、収入支出差引額は2億5,099万9,509円となりました。

一方、資本的収入額は3億4,714万8,000円、資本的支出額は6億8,644万5,835円で、収入支出差引額は3億3,929万7,835円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填をいたしました。

次に、議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定についてであります。決算額につきましては、収益的収入額が10億2,579万6,114円、収益的支出額が9億291万6,702円で、収入支出差引額は1億2,287万9,412円となりました。

一方、資本的収入額は21億848万6,750円、資本的支出額は25億2,395万3,883円で、収入支出差引額は4億1,546万7,133円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填をいたしました。

以上が、令和3年度決算認定の案件であります。

続いて、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第51号 令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号についてであります。既決の予算の総額に1億9,150万円を追加したものであります。

主な内容は、歳入においては、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策関連事業に係る事業財源について、歳出では、水道事業会計繰出金及び学校給食賄材料費について補正するものであります。

次に、議案第52号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第2号についてであります。既決の収益的収入及び収益的支出の予定額にそれぞれ1億7,500万円を



追加したものであります。

主な内容は、収益的収入では、他会計補助金について、収益的支出では、水道基本料金免除による委託料及び雑支出について補正するものであります。

続いて、条例案件についてご説明をいたします。

議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限及び非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等のため、所要の改正をするものであります。

続いて、令和4年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に6,474万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、各一部事務組合前年度負担金の返還金などについて、歳出では、財産管理費における土壌調査業務委託料及び工事請負費のほか、市税過年度分還付金、私立保育園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、観光費における工事請負費、那賀消防組合負担金などについて補正するものであります。

次に、議案第55号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に2,467万4,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入においては、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等前年度精算金について、歳出では、令和3年度保険給付費等交付金（普通交付金）の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第56号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に339万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入においては、地域支援事業費に係る支払基金交付金のほか、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

最後に、議案第57号 市道路線の認定につきましては、開発行為等による帰属道路6路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出いたしました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 以上で、市長の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 失礼いたします。

令和3年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和3年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、令和3年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査について、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

なお、審査の概要については、意見書に添付したとおりでございますが、主な内容といたしまして、1点目は、収入未済額等について、前年度と比較して、収入未済額は減少しており、不納欠損額は増加となっております。収入未済額の縮減は、健全財政の財源の確保、負担の公平性、行政による信頼性の確保からも重要な課題であることから、安易な時効による不納欠損処分とならないよう、日常の債務管理を適正に行うとともに、新たな収入未済額の発生を抑制することを含め、より一層効果的な収納対策を講じられたい。

また、水道料金や下水道使用料の収納対策についても、引き続き未収金解消に向け、適正な収納対策を進められたい。

2点目は、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目は、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定をされるよう努められたい。

4点目は、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分

把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、厳しい環境下で、経済も停滞している中、地方財政に多大な影響を及ぼすことは避けられず、また人口減少や少子高齢化といった社会情勢に変わりはなく、依然として不透明な状況であります。

限られた財源で成果を上げるためには、自主財源の確保や、国・県の補助制度を十分活用した歳入の確保と、職員一人一人のコスト意識と創意工夫により事務事業の見直しを行うなど、より一層効率的・効果的な行財政運営に努められたい。としてございます。

なお、令和3年度決算審査で指摘事項は特にございません。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます。

○福山議長 以上で、決算の審査報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第19 仮議長の選任を議長に委任することについて

○福山議長 日程第19 仮議長の選任を議長にする件を議題といたします。

円滑な議会運営のため、任期中、地方自治法第106条の第3項の規定による仮議長の選任について、議長に委任されたいと思います。

お諮りいたします。

仮議長の選任を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月5日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月5日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時04分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 9 月 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和4年9月5日

|       |         |                                              |
|-------|---------|----------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                              |
| 日程第1  | 議案第44号  | 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について                     |
| 日程第2  | 議案第45号  | 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第3  | 議案第46号  | 令和3年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 日程第4  | 議案第47号  | 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第5  | 議案第48号  | 令和3年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 日程第6  | 議案第49号  | 令和3年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について           |
| 日程第7  | 議案第50号  | 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について                  |
| 日程第8  | 議案第51号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号)   |
| 日程第9  | 議案第52号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第2号) |
| 日程第10 | 議案第53号  | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                      |
| 日程第11 | 議案第54号  | 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）                        |
| 日程第12 | 議案第55号  | 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第13 | 議案第56号  | 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第14 | 議案第57号  | 市道路線の認定について                                  |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

山本重信議員は、病気のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第51号から議案第57号までの議案7件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第7 議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○福山議長 日程第1 議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7 議案第50号 令和3年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第44号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、議案第44号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行いたいと思います。

まず最初にですが、災害用備蓄物資配備事業なんです、避難者、何名分想定されているのか。何名分なのかをお聞きしたいと思います。

次に、消費期限が近づく備蓄品の取扱いについて、どのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業ですが、この中で家計急変世帯があるということで、急変に至った要因についてお聞きしたいと思います。

次に、子育て世代包括支援センター事業ですが、その中で特定妊婦、またハイリスク妊婦、また要支援妊婦とはどのような妊婦を指しているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

危機管理室長。

○高井危機管理室長 玉田議員ご質問の備蓄物資についてお答えいたします。

令和3年度の災害用備蓄食料の整備実績につきましては、乳幼児用の粉ミルクを除き、6,058食分相当を整備し、各避難所等へ分散備蓄しております。

1日3食の計算で約2,000人分となります。備蓄食料は、いわゆるところてん方式により整備を行っており、次年度に消費期限を迎えるものを対象として購入しております。

また、消費期限が近づくものにつきましては、地域における訓練に物資を提供するほか、ミルク類については、あいあいセンターへ来庁される小さな子供連れの方などに配布し、食品ロスの削減、防災意識の向上に活用しているところでございます。

○福山議長 生活支援課長。

○森生活支援課長 玉田議員ご質問の2点目についてお答えいたします。

家計急変世帯の急変に至った要因については、本人からの申請によりますが、令和3年度に家計急変世帯として給付金を支給した20世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少によるものが9世帯、離職によるものが11世帯となっております。

○福山議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 玉田議員ご質問の3点目の特定妊婦、ハイリスク妊婦、要支援妊婦とはどのような妊婦なのかについてお答えいたします。

妊娠届出時の問診やアンケートから、妊婦のリスクアセスメントチェック表を作成しています。リスクの項目として、年齢、職業、経済面、分娩歴や既往歴、心の状態、サポート体制などを数値化して分類しています。

5から9点を要支援妊婦、10点以上をハイリスク妊婦とし、ハイリスク妊婦の中で虐待歴やDV歴などがある場合は、保健師、助産師、社会福祉士で月2回会議を

開き、特定妊婦として支援しています。

支援内容といたしましては、要支援妊婦に対しては、妊娠6か月、妊娠8か月のときに電話でフォローします。ハイリスク妊婦については、電話連絡に加え、助産師と保健師による訪問を実施し、フォローしています。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

2番目、ネット岩出、田中宏幸議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

田中宏幸議員、議案第44号の質疑をお願いいたします。

○田中議員 ネット岩出、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質疑をさせていただきます。

議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

市が実施しているイベント、行事についてですが、市が行っている大きなイベント、たくさんあります。成人式、市政懇談会、クリーン缶トリー運動、いわで夏まつり、地域防災訓練、敬老会、市民運動会、文化祭、マラソン大会、市民ふれあいまつり等、たくさんありますが、このコロナ禍の中において開催するしない等の判断は難しいものがあると思います。

例年開催しているイベント、行事等について、令和3年度の開催状況と新型コロナウイルス感染防止対策について、各部局の答弁をお聞きいたします。

それから、2つ目として、このコロナ禍において、イベント、行事については、そのときそのときの感染状況もあり、開催してもしなくても賛否両論があると思いますが、開催に至る基本的な方針、または判断基準等はあるのか、お聞きします。

続いて、市税についてですが、不納欠損額が前年度と比べて大幅に増となった理由をお聞きしたいと思います。そしてまた、コロナ禍における市税への影響及び納税が困難な納税者への対応はどのようにされているのか、お聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

危機管理室長。

○高井危機管理室長 田中議員のご質疑について、総務課で所管するイベント、行事についてお答えいたします。

令和3年度においては、地域防災訓練をはじめ、一日防火デー、出初め式を開催



いたしました。地域防災訓練につきましては、実行委員会において、新型コロナウイルス感染拡大の観点から、従来より実施してきた市内7会場で開催する訓練は、密集、密接の回避が困難であるとの判断から、訓練の規模を縮小し、交通公園を主会場とし、防災公園施設の機能の紹介や活用方法を修得する内容に変更いたしました。

この訓練に合わせて、自主防災組織を中心とした白いタオル運動や消防団による担当地域の巡回及び避難路警戒訓練、防災意識チラシの全戸配布を実施してまいりました。また、一日防火デー、出初め式につきましては、従来どおりの方法で実施をいたしました。

一方で、区・自治会長会議につきましては、書面により書面決議を実施し、交通安全フェアにつきましては、感染状況を鑑み中止といたしました。

感染防止対策ですが、地域防災訓練では、検温、手指消毒、マスクの着用を行い、参加者が密にならないようグループ分けを行い、実施をいたしました。

また、一日防火デー、出初め式では、マスクの着用、参加者同士の距離を保つなどを基本とし、結果、感染者の発生は確認しておりません。

次に、開催の可否の判断、基本的な方針と判断基準については、イベント等を実施するに当たり、岩出市新型インフルエンザ等対策本部で、令和2年7月10日に決定したイベント等、開催指針を基に、新型コロナウイルスの感染状況やコロナを取り巻く社会環境を踏まえながら、イベント自体の規模や時間の縮小、あるいは延期、中止するかどうかの判断を行いました。

本年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、新たにイベント等開催指針を市の幹部会議において定め、市主催のイベント等を開催する判断基準は、イベント等リスク評価表、チェックシートにより評価を行い、開催の中止、延期、または代替事業による実施を判断してございます。

○福山議長 市長公室次長。

○幡井市長公室次長 市長公室が所管するイベント、行事についてお答えいたします。

まず、岩出市制施行15周年記念式典、令和3年度岩出市市民表彰式については、令和3年6月20日日曜日に執り行う予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、15周年記念式典は延期とし、6月20日の当日は市民表彰式のみを総合体育館小ホールで規模を縮小して開催しました。なお、延期しました岩出市制施行15周年記念式典につきましては、令和3年10月26日火曜日、総合体育館アリーナにおいて規模を縮小して開催しました。

感染防止対策としましては、両事業ともにマスクの着用はもちろんのこと、当日、受付での検温及び手指消毒、またマイクの消毒、会場の換気や客席の間隔を空けるなど、感染防止対策を徹底したことから、感染者は確認されませんでした。

次に、市政懇談会については、新型コロナ感染拡大防止のため、区・自治会長会と協議し、会場での開催は中止となりましたが、7月に各区・自治会長宛てに意見要望の依頼とともに、広報紙「市政懇談会」を郵送し、意見要望の回答を10月に郵送し、書面での開催を行いました。

○福山議長 生活支援課長。

○森生活支援課長 生活支援課が所管する事業についてお答えいたします。

人権を考えるつどいについては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、Y o u T u b e によるメッセージ動画配信とメッセージ動画上映会を実施しました。動画上映会の感染症対策については、定員を設けて、事前申込制とし、上映日を3回に分け、検温、マスクや消毒等の基本的な感染症対策を徹底し、実施いたしました。なお、当事業からの感染者は出ておりません。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 田中議員ご質疑の1点目の敬老会についてお答えいたします。

令和3年度敬老会の開催状況については、開催規模や開催場所、また対象者が高齢者など、参加者の特性等を考慮した上で、実行委員会において検討した結果、中止となり、代替として高齢者食の応援事業を実施いたしました。

高齢者食の応援事業の感染防止対策といたしましては、お弁当配布時に密にならないよう配布日と会場を分散するとともに、マスクや手指消毒等の基本的な感染予防対策を徹底いたしました。

また、クーポン券の方には、配布時に職員から店舗で飲食する場合は密を避けるよう注意するなど、感染予防について促してまいりました。令和3年度事業の反省点を踏まえ、今年度の食の応援事業の実施においてもテイクアウトやお弁当の選択を進めるなど、新型コロナウイルス感染防止対策のさらなる徹底に努めてまいります。

○福山議長 子ども・健康課長。

○福田子ども・健康課長 子ども・健康課所管の令和3年度市民ふれあいまつりの開催状況と感染防止対策についてですが、公民館フェアと併せて、令和4年3月6日日曜日に開催を予定しておりましたが、当時の感染状況に鑑み、開催を延期し、令和4年6月19日日曜日に開催いたしました。

感染防止対策といたしましては、基本的な感染症対策を講じた上で、規模を縮小し、表彰式典と保育所等の年長児の作品展示のみ実施いたしました。なお、当事業からの感染者は出ておりません。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 ご質疑の1点目のクリーン缶トリー運動についてお答えいたします。

クリーン缶トリー運動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、書面による実行委員会を開催し、中止といたしました。代替事業として、基本的な感染対策を講じた上で、小中学生を対象に、市制施行15周年記念事業クリーン缶トリー運動のぼり旗作品コンクールを実施いたしました。

○福山議長 産業振興課長。

○竹中産業振興課長 産業振興課所管部分についてですが、いわで夏まつりは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和2年度に続き、実行委員会において中止としました。いわで夏まつりは、大宮緑地総合運動公園に約5万人の参加者があり、密集、密接が避けられず、またイベントにおいては飲食を伴うことから、残念ながら中止といたしました。

次に、紀州根来寺かくばん祭りは、入場制限を設け、感染対策を徹底するために、会場を旧和歌山県議会議事堂に変更し、規模を縮小した形で、検温、手指消毒、来場者の把握等を行い、開催し、結果、感染者は確認されませんでした。

○福山議長 生涯学習課長。

○中西生涯学習課長 田中議員ご質疑の市が実施しているイベント、行事についての生涯学習課担当部分についてお答えさせていただきます。

まず、令和3年度の開催状況についてであります。成人式と文化祭については開催してございます。市民運動会については、例年規模での開催は中止とし、代替事業として、こどもスポーツフェスティバルを開催してございます。マラソン大会と市民ふれあいまつりと併せて実施している公民館フェアについては延期としてございます。なお、延期とした公民館フェアについては、市民ふれあいまつりと併せて、令和4年6月19日に開催してございます。

次に、感染防止対策についてであります。全てのイベントにおいては、入場時の検温、手指消毒、マスクの着用、換気を行うなどの基本的な対策を講じ、個々のイベントにおいては、感染リスクの高い場면을洗い出し、対策を講じてございます。

成人式では、参加者が密にならないように、入場用、退場用の通路をつくり、ス

ムーズな入退場を促すとともに、座席についても間隔のほうを空けてございます。

文化祭では、保育所等の芸能発表や陶芸などの体験コーナー、お茶席コーナーを取りやめたほか、あと会場での飲食を制限して、ふれあいの広場における飲食スペースは設けず、販売する食品は持ち帰りを基本といたしました。

市民運動会の代替事業として実施したこどもスポーツフェスティバルは、時間短縮、規模縮小をし、参加人数を制限するために、市内小学生を対象に、事前申込制として、根来若もの広場において実施しました。

最後に、公民館フェアについては、コンサート部門を取りやめて、ギャラリー部門のみの規模を縮小しての実施としました。

なお、これらのイベントが原因による感染者の発生は確認されてございません。

○福山議長 税務課長。

○西岡税務課長 田中議員のご質疑についてお答えします。

市税について、まず1点目、不納欠損額が大幅に増となった理由につきましては、令和3年度において、地方税法第15条の7第4項に基づき、執行停止後、3年を経過するもの、同法18条第1項に基づき、執行停止後3年を経過する前に、時効の5年を経過するものに該当する固定資産税の滞納額が大きかった法人3者が含まれており、不納欠損額2,032万2,127円のうち、1,665万400円を占めていたため、大幅な増になったものです。

次に2点目、コロナ禍における市税への影響及び納税が困難な納税者への滞納につきましては、まず影響につきましては、直接的なものとして、令和3年度に限り、コロナ緊急経済対策の軽減措置が図られた固定資産税の減額、これにつきましては、国費、交付金において、減収分を全額補填されております。

そのほか、コロナ感染症の終息が見通せない中、歳入の根幹である市税が伸び悩む状況となりましたが、自主財源の確保、賦課徴収の公平性の確保のため、岩出市税滞納整理基本方針に基づき、より一層の徴収強化に取り組んでまいりました。

また、納税が困難な納税者には、丁寧で親身になった相談を行うとともに、福祉部局と関係各課とも連携を図りながら、対応しております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、ネット岩出、田中宏幸議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第44号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 質疑通告に基づきまして、議案第44号 令和3年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、6点について質疑をしたいと思います。

まず1点目は、基金に18億6,000万円、これは積み上げられていますが、これだけの金額というのが基金へ積み上げられた要因ですね、この要因はどこにあったのかという点、これをまずお聞きしたいと思います。

2点目として、減債基金にもこのうち基金が積み上げられていますが、減債基金へ基金を積み上げる理由、これを2点目にお聞きしたいと思います。

3点目として、地方交付税においては、当初見込みより6億7,000万円という違いが出てきています。私は、いつも国から示される地方財政計画の伸び、これを基に計算していると聞くわけなんです、計算の額と結果的に大きな違いが生じているわけであって、計算方法の点検、これをすべきではないのかというふうにも思うんですが、市の見解をお聞きしたいと思います。

4点目に、ごみの減量化、これが思うような成果というものが現れてないわけなんです、家庭系ごみと事業系ごみ、これにおいて今後の減量化施策というのは、どのような対策を取ろうというふうに認識をしているのか、この点をお聞きをしたいと思います。家庭系ごみと事業系ごみ、別々に市としての対応と、これをお聞きをしたいと思います。

5点目に、災害時における庁舎のデータ管理ですね。保守という点で、縮退継続運転サーバーというようなものが構築をされてきたというふうになってはいますが、現実的に実際に利活用されるかどうかという点検というのは、相手先の自治体も含めて、どのようになっているのでしょうか。この点をお聞きをしたいと思います。

6点目として、避難行動の要支援者対応というのは、明細書を見ると、報告を見るとね、支援対象者というのが1,722人と、情報提供の同意者というのが365人と、実質的に個別の避難対象者というものができているというのが80人という状況ということが報告されているわけなんです、こういう状況の中で、市としての今後の課題というのはどういうものがあるのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑の1から3点目についてお答えいたします。

まず、ご質疑の1点目、2点目について、一括でご回答させていただきます。

基金積立て総額の18億6,542万8,000円の要因につきましては、地方財政法の規定に基づく、令和2年度の繰越金の積立てのほか、市の財政運営方針である健全財政の堅持の下、コスト意識を持って事業に取り組んだ結果、生じた不用額を積み立てたことによるものでございます。

減債基金への積立てについては、一般会計における臨時財政対策債等の償還に備えるため、また下水道事業会計の企業債償還に伴う繰出金、出資金の負担に備えるため、積立てを行っております。

次に、3点目について回答いたします。令和3年度においては、国の補正予算に伴い、普通交付税の再算定が行われ、12月に3億3,842万4,000円が追加交付されたことにより、大幅に予算との乖離が生じております。地方交付税は、国から配分される財源であり、市独自で予算を見積もることが困難であることから、実績、地方財政計画を基に予算を計上せざるを得ないため、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 ご質疑の4点目についてお答えいたします。

ごみの減量化につきましては、ごみ袋有料化前の平成23年度と比較して、総ごみ量で1.9%減量しておりますが、一般廃棄物ごみ処理基本計画に掲げた目標達成に向け、新型コロナウイルス感染対策を徹底し、取り組んでいるところです。

今後のごみ減量化への対応ですが、家庭系ごみについては、これまで取り組んできた小学校環境出前講座、リサイクル工房、広報掲載、市ウェブサイト、動画配信などにより、市民に見える啓発を継続して取り組んでまいります。

また、事業系ごみに対しては経済活動を伴うものであり、それぞれの事業所の現状に応じた減量対策が必要であることから、事務系では、紙類の使用量抑制や再生利用を中心に、また店舗系では、店頭回収や包装紙の簡素化などに取り組むことなどについて、訪問指導により実態に応じた減量対策の推進に努めてまいります。

なお、事業系ごみについては、新たな事業所の出店や業種の状況など、経済状況等に見合った目標の見直しも含め、取り組んでまいります。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 続いて、5点目についてご回答いたします。

情報系システムの公開事業で構築した縮退継続運転サーバーは、大規模な災害が発生し、本市のサーバーが破損するなど、情報資産が失われた場合に備えて、遠隔

地である東京のデータセンターに構築しております。縮退継続運転サーバーの点検については、構築時に本市からの接続テストを含め、情報系システムの既存データが完全にコピーされているか、縮退継続運転サーバー内のデータを本市の担当職員が確認しており、請負事業者からはテスト結果も本市に提出していただいております。

また、稼働後は、本市の情報系システムのデータが、毎日バックアップされているか、保守業者として請負事業者が確認を行っており、毎月、報告書を提出いただいております。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 増田議員のご質疑の6点目についてお答えいたします。

避難行動要支援者支援制度の今後の課題につきましては、制度の周知と個別避難計画作成を進めていくことだと考えています。

制度の周知につきましては、広報等による周知をはじめ、新規に制度の対象になられた方にチラシや申請書を送付し、案内しております。

また個別避難計画につきましては、要支援者の日頃の様子を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員、また地域の民生委員・児童委員に訪問時に同席していただくことにより、円滑に避難計画を作成するなど、関係機関と連携しながら進めております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 減債基金の点なんです、臨時財政対策債という部分とプラスして、水道会計の対応も考慮しているんだというお考えでした。このうち将来的に水道会計の部分のところで必要となるような金額の予想というんですか、その対応面での予測というのは、市としてはどのように見積もっておられるのでしょうか。

それと、もう1点は、災害時の庁舎のデータ管理のほうなんです、答弁では東京のデータサーバーというところでバックアップしているんだということを言われたんですが、私、ちょっと認識が違ったのかなと思ったんですが、以前、どこかの自治体ですね、自治体と相互協力でバックアップ体制取っているんだというふうに聞いたこともあったので、その辺のところ、実際的に縮退継続運転サーバーというのが導入されたときに、そういうバックアップ体制の方法というんですか、そういうのは変わったのかどうかという点、そして実際に、今、東京でバックアップされているという、その辺のところの経緯も含めて、ちょっと教えていただけたらと

思うんです。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 再質疑にお答えいたします。

恐らく水道会計ではなくて、下水道会計だと思いますので、そちらのほうでお答えさせていただきます。

3年度末において、下水道会計において起債の残高額なんですけれども、131億4,468万3,956円となっており、一般会計を大幅に超えておる残高となっておりまして、これに対する償還に対する備えでございます。

以上です。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

増田議員おっしゃっていただいているのは、多分、紀の川市とのクラウド化によるものかと思われます。双方どちらかの市役所で情報システム系が使えなくなった場合、それぞれどちらかで使えるというような、そのような状態です。

今回のこのバックアップにつきましては、岩出市で所有する情報資源、これを全て東京でバックアップしている、そちらのほうへデータを置いていると、そのような状況でございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第45号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第45号、国保会計の歳入について、2点お聞きをしたいと思います。

令和3年度において、データヘルス計画という部分もあるわけなんですけど、データヘルス計画の達成評価ですね、そういう点についての状況というのはどうなっているんでしょうか。

そして、2点目として、岩出市として、今後の課題として何があるのかという点、これをどう市が認識しているのかという点、この点の2点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○佐野保険年金課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。



ご質疑の1点目、令和3年度におけるデータヘルス計画の達成評価状況は、についてでございますが、データヘルス計画の目標は、本市の健康課題から事業目標を掲げており、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導終了率の向上、糖尿病を有する透析新規導入者の減少を図るという3本柱から成っています。

1本目の特定健康診査受診率の目標値35%に対し、速報値で34.3%、2本目の特定保健指導終了率の目標値37.1%に対して、速報値で17.2%、3本目の糖尿病を有する透析新規導入者数の目標値4人以下に対し、実績値で2人となっています。

次に、ご質疑の2点目、今後の課題として何があるのかについてですが、特定健康診査受診率、特定保健指導終了率については、目標値に到達していません。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査の受診控えや対象者宅への訪問による特定保健指導が思うように取り組めなかったことが要因であると分析しており、コロナ禍における取組が必要であると考えております。

その取組として、本市では特定健康診査受診率の向上を図るため、特定健診未受診者に対し、AIを活用したはがきによる受診勧奨のほか、かかりつけ医から定期的に医療機関を受診していただいている方に特定健診の受診を促していただいております。

また、特定保健指導終了率の向上を図るため、オンラインでの特定保健指導も利用できるよう選択肢を増やすなど、対象者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第44号から議案第50号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、

これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第44号から議案第50号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第50号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっておりますので、議長において指名いたしたいと思います。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員会委員に、梅田哲也議員、井神慶久議員、奥田富代子議員、尾和正之議員、中本勸曜議員、大上正春議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様には通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

休憩 (10時15分)

再開 (10時30分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）～

日程第14 議案第57号 市道路線の認定について

○福山議長 日程第8 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）の件から日程第14 議案第57号 市道路線の認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第54号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 議長の許可を得ましたので、通告に従い質疑を行いたいと思います。

議案第54号 令和4年度一般会計補正予算（第3号）についての中で、財産管理費についてですが、事業内容と事業箇所についてお聞かせください。

次に、観光費の補正における増額補正についてであります。当初予算ではなく、なぜ今回の補正で実施するのか。そしてまた、この事業の工事内容についてお聞かせください。

また、道の駅根来さくらの里や他の観光施設にも設置していく考えなのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 ご質疑の財産管理費2款1項2目12節及び14節の事業内容と事業箇所についてお答えいたします。

事業箇所は、岩出市根来381番2、山際の市有地となります。現在、利用予定のない市有地となっており、売却に向けて取り組んでおるところですが、未利用期間が長期間になっていることから、外見からですが、廃棄物が確認できる状態となっ

ております。

土地の売却には、売主が土壌汚染の責任を負うことになるため、土壌調査と廃棄物の除去及び処分並びに整地作業を行います。

○福山議長 産業振興課長。

○竹中産業振興課長 観光費の補正における増額補正についての1点目、当初予算ではなく、なぜ今回の補正で実施するのかについてですが、令和4年6月に官公庁より公表された観光施設等における感染対策に関する補助金を活用し、実施するものであるため、補正とさせていただきます。

次に2点目、道の駅根来さくらの里や他の観光施設にも設置するのかについてですが、市が管理運営する観光施設は、道の駅2か所と旧和歌山県議会議事堂があります。道の駅ねごろ歴史の丘は、岩出市を代表する観光地、根来寺周辺に位置し、県内外から多くの観光客の来訪が見込まれるため、導入を行います。

道の駅根来さくらの里は、オープンから約20年が経過し、近々全体的な設備改修を行う必要があるため、今回は見送りました。

旧和歌山県議会議事堂にもトイレはありますが、一般多数の方が頻繁に利用するものではないことから、見送りました。

次に3点目、事業の工事内容についてですが、感染対策の一環として、県内外から多数の方が安心・安全に来訪できるように、紫外線除菌機器であるUVライティングを設置するものです。ウイルス等が生存しやすい環境での除菌を行うため、歴史の丘物販棟南側のトイレ手洗いカウンターに6か所、観光情報コーナーに4か所、歴史資料館前便益棟のトイレ手洗いカウンターに3か所、計13か所の設置を予定しております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 ご答弁いただきました。最後のどのような機器で除菌をされるのか。若干今説明がありましたが、具体的に教えていただけますか。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 再質疑のどのような機器で除菌するのかということですが、古くから病院や理髪店などで利用されている紫外線を用いた除菌を行う機器となります。今回設置するUVライティングは、有人環境下でも使用可能な紫外線照射装置であり、ウイルスが増殖しやすい場所に紫外線を照射することで、ウイルスや細菌

の遺伝子構造を破壊し、ウイルス抑制、除菌を行います。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第57号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第57号 市道路線の認定について、お聞きいたしたいと思います。

今回上程している路線は、公共下水道にもう既に接続をしているのかをお聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

中黒56号線、中黒57号線、中黒58号線、水栖58号線及び水栖59号線は、公共下水道に接続していますが、金池54号線は、令和5年度に接続予定です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

2番目、ネット岩出、田中宏幸議員、質疑時間60分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

田中宏幸議員、議案第51号の質疑をお願いいたします。

○田中議員 ネット岩出の田中宏幸です。議長に許可を得ましたので、質疑をさせていただきます。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）で、9款5項4目10節の学校給食費についてですが、需用費の中に1,650万を計上しておりますが、この積算根拠についてお教えてください。

2つ目として、今現在、物価が大変高騰しております。そんな中で、賄材料費に係る物価高騰の現状をお教えてください。

○福山議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 田中議員の学校給食費についてのご質疑にお答えいたします。

まず1点目、積算根拠についてですが、令和3年度実績食数と令和4年度見込み食数に大きな差がないことから、基礎算出額として、令和3年度の実績数量を基に、令和4年度も同じ数量を購入したとして、7月時点の物価で各品目ごとに令和4年

度分の賄材料費を算出し、令和3年度実績との差額を積算いたしました。その上で、10月には、さらに値上げする食材があることから、基礎算出額の2割増しを想定して、補正額を算出しております。

次に2点目の賄材料費に係る物価高騰の現状についてですが、令和3年度末と令和4年7月時点での主な食材の価格を比較しますと、野菜1キログラム当たりで、タマネギが130円、ほうれん草、小松菜、チンゲン菜、ニラが300円、肉類1キログラム当たりで、鳥胸肉が100円、ハムが90円などです。

9月以降に値上げされるものとしては、うどんが1キログラム当たり25円、サバが1切れ当たり5円、児童生徒に人気のあるチキンオープン焼きが1切れ当たり15円の値上げとなっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

田中宏幸議員。

○田中議員 今現在、ちょっとお答えいただいたんですけども、作物のタマネギ幾らとか、そんなん大体何割ぐらい増しになっているんですか。ちょっと分かりませんか。

○福山議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 8月22日の週の調査結果で申し上げますと、約6%から、高いもので45%の範囲内となっております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、ネット岩出、田中宏幸議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第51号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 この51号では、3点についてお聞きをしたいと思います。

この補正予算を考える上において、まず1点目として、市として市民生活における物価高騰ですね、この影響というものを市としてどのように捉えているのかという点、この点をまず1点目としてお聞きをしたいと思います。

それと、2点目に、今回、原油価格や物価高騰対策という形において、地方創生交付金、これを活用するわけなんですけど、この点において、水道事業と学校給食に対する事業とした理由、この理由をお聞きをしたいと思います。

3点目に、学校給食の賄材料費と物価高騰によるもんだというふうにされているものなのですが、今回の補正において算定されている額、これについては、実際には専決処分という形なんで、既に対応されていると思うんですが、市として、想定  
の補正の対応期間ですね、これはいつまでの分だということで計上されているのか、  
この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑の1点目と2点目についてお答えいたします。

令和4年8月の国の月例経済報告によりますと、我が国の景気は緩やかに持ち直しているものの、海外景気の下振れがリスクとなっているほか、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約に十分注意する必要があると基調判断されております。

また、和歌山県の景気状況についても、令和4年7月現在では、国とおおむね同様の基調判断がなされております。本市も同様の状況であると考えておりますが、物価高騰による市民生活への影響についての全容把握は困難であります。原油価格や物価高騰による影響は市全体に波及するものであることから、個人、事業者に幅広く支援が行き届くよう、水道基本使用料の免除、また食材の高騰による影響が大きいと考えられる学校給食に係る保護者負担の軽減について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、実施する事業といたしました。

以上です。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員のご質疑の3点目についてお答えいたします。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、原油価格、物価高騰等、総合緊急対策関連事業が創設され、学校給食に係る賄材料費の高騰分に対して交付されることになりましたので、補正対応したところであります。したがって、本事業の対象期間は令和4年度であり、期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今後、補正予算ですね、考えていく上で、今回はこういう形になったんですが、市として、今後の支援策というような点なんかは、市として、現時点でどのように考えておられるのでしょうか。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

基本的に、臨時交付金を活用して実施する事業に関しましては、先ほど述べたような考えのほうで、実施事業の決定をしていきたいと考えております。各所管課が実情に応じた柔軟な事業の行えるような給付金でございますので、そちらのほうは、その時期によって対応していきたいと考えております。

以上です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第52号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 52号については、先ほどの51号と関係するんですが、水道基本料金のほうに活用がされるという部分の中で、今回、水道の基本料金の免除というものが行われるわけです。この水道の免除期間というのは、いつまでなのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○伊野部上下水道業務課長 質疑にお答えいたします。

本市の水道事業につきましては、2か月ごとの検針及び請求を行っており、偶数月の検針エリアと奇数月の検針エリアに分かれてございます。

水道基本料金の免除につきましては、偶数月の検針エリアでは、10月検針分の9・10月分、11・12月分、1・2月分の6か月分を、奇数月の検針エリアでは、11月検針分の10・11月分、12・1月分、2・3月分の6か月分をそれぞれ実施いたします。

なお、今回の免除につきましては、公的施設を免除対象から外してございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第53号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 53号の職員の育児休業等に関する条例については、3点お聞きをしたいと思います。



この条例の中で、第3条の2という部分で、条例で定められる期間というのが57日とされています。この点で、改正前ですね、改正前は何日だったのかという点と、この条例において、職員の育児休業等でどのような改善が図られるのかという点、この点をまずお聞きしたいと思います。

2点目に、第10条というところで、育児休業等の計画書の申出という部分がこれまで必要だったんですが、この条例では育児の短時間勤務計画書の申出に、というふうに変更されるわけなんですけど、これはどういうような点でこういうふうに変えられる、国のほうでそういう名称変更等があったのかどうか、その辺も含めて、変更される理由、この点をお聞きしたいと思います。

それと、3点目については、条例全体の中で、職員の育児休業等で改善される点、この点についてはどのようなものが改善されるというふうになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、これまで第2条の5で57日と定めていたものを育児休業法が改正されたことにより、今回、第3条の2で57日と定めたもので、この期間については変わりはありません。また、法改正により、子の出生後57日の期間内にこれまで1回取得可能であった育児休業を2回取得することが可能となってございます。

次に2点目、現在の育児休業等計画書は、育児休業と育児短時間勤務、それぞれの申請が可能な様式としておりましたが、育児休業については、再度の取得について計画書の提出が不要となり、育児短時間勤務の申請のみ必要となったため、育児短時間勤務計画書に変更となったものでございます。

続いて3点目、今回の条例改正については、主要な点が育児休業法で改正されており、それに付随する部分の改正となっております。今回の改正の趣旨は、仕事と育児等を両立できるようにするため、出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みを創設し、育児休業の分割取得を可能とするものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第54号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 54号、4年度の補正予算なんですけど、この点で幾つかお聞きをしたいと

思います。

先ほども若干あったんですが、土地の調査業務委託料というものがあるんですが、場所については、先ほど若干お聞かせいただきました。ただ、根来の山際の381ですか、この場所ですね、場所そのもの自身、大体どの辺の場所なのかという点、少し分かるようにちょっと説明をしていただきたいのと、調査をしなければいけない理由ですね、先ほども若干あったんですが、改めて、なぜ調査しなければならないのかという点、再度改めてお聞きをしたいと思います。

それと、2点目の工事請負費、これ1,500万円、これについての場所と工事内容、同じ関係する部分なのかどうかという点も含めてなんですが、1,500万円という工事でどんな工事をされるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

もう1点は、合併浄化槽についての差額分を返還するという説明もございました。これの返還する相手先ですね、相手先がどこなのかという点と、平成29年度から令和3年度分まで返還するというふうにされているんですが、なぜ平成29年度から令和3年度まで返還しなければいけないのかという、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑の議案説明書8ページの1点目と2点目について、一括して回答いたします。

対象場所は、岩出市根来381番2、財産台帳にございます山際運動場でございます。現在、未利用地で、売却に向けて取り組んでいるところです。未利用期間が長期間にわたり、現在は外見からも廃棄物が確認できる状態となっていることから、当該廃棄物の除去及び処分並びに敷地の整備費用として1,500万円を計上いたしました。また、土地の売却には売主が土壤汚染の責任を負うことになるため、土壤調査委託料についても、併せて計上しております。

以上です。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 ご質疑の2番目についてお答えします。

返還する相手先につきましては、国庫補助金であるため、環境省でございます。

次に、平成29年度から令和3年度まで返還しなければならない理由はについてですが、合併浄化槽設置整備事業は、循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき、交付期間がおおむね5年間とされており、本市では交付期間を平成29年度から令和

3年度までの5年間として、国庫補助を受けております。

当初計画では、5年間で設置基数800基、交付対象額9,356万5,000円としておりましたが、公共下水道整備計画区域の進捗状況等から、令和元年度に設置基数を629基に、交付対象額7,357万3,000円に、それぞれ下方修正いたしました。

さらに設置基数の減少が進んだことから、令和2年度、3年度は、同交付金を受入れを行わず、交付金受入れ総額が4,475万8,000円となりました。

令和2年度、3年度で、令和元年度までの過剰金の年度間調整をいたしましたが、結果として最終実績が303基となり、実績額も3,473万4,000円となったため、差額1,002万4,000円を返還するものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 土地の土壌調査関係なんかについては、場所なんかについても聞かせていただきました。根来の小学校の道をちょっと上がっていった右側のほうだと思うんです。この土地については、以前から有効活用すべきではないのかという点なんかも質問もさせてもらったこともあるんですが、先ほどのときには、不法投棄というようなことも言われていたんですが、この点についての、今の時点で、どのようなものが不法投棄されているのか。そして、その危険性というのがどのような危険性というものなどがあるのかという点なんかについては、市としてどのように考えておられるのかという点と、1,500万円の工事ですね、この工事については、不法投棄されないような、そういうような工事になると思うんですが、この工事については、どのような工事をされるのか、この点についてちょっと再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

現状、不法投棄かどうかの確認は取れておりませんが、現地踏査を行った結果、恐らくアスファルトの殻、あとはコンクリートの殻等が確認できる状態でございます。

工事費の内訳でございますが、試掘も兼ねまして、そういったものの調査等を行った上で、殻の撤去及びその後の整地のほうを計上させていただいております。

以上です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第51号から議案第57号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第57号までの議案7件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月13日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月13日火曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時02分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 9 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和4年9月13日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号)
- 日程第3 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第2号)
- 日程第4 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第55号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第56号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第57号 市道路線の認定について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

山本重信議員は、病気療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程に入るに先立ち、市長から発言を求められておりますので、許可します。  
市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

本会議の冒頭に、貴重なお時間をいただきまして、先日来からの上水道についてご報告をいたします。

去る9月8日、赤垣内地区で送水管と排水管、9日に溝川地区で送水管の漏水により、広範囲にわたり水道水の濁りが発生するなど、市民の皆様、議員の皆様には、9月9日から9月12日までの間、多大なご迷惑をおかけしたことを深くおわびを申し上げます。

この間、市民の皆さんへは防災行政無線、安心・安全メール、市ウェブサイトなど、市の広報媒体に加え、テレビ和歌山の地上デジタルデータ放送を活用し、継続的に情報提供やご協力のお願いなどの周知に努めてまいりました。

今後とも老朽管の調査、更新を積極的に推進し、水道水の安全・安定供給に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては、現在取りまとめているところでありますので、後日、報告させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○福山議長 それでは、日程に入ります。

本日の会議は、諸般の報告、議案第51号から議案第57までの議案7件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月5日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に梅田哲也委員、副委員長に奥田富代子委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）～

日程第8 議案第57号 市道路線の認定について

○福山議長 日程第2 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）の件から日程第8 議案第57号 市道路線の認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分の外、議案4件です。

当委員会は、9月7日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分、議案第57号 市道路線の認定について、以上5議案いずれも討論はなく、全会一致で、議案第51号及び議案第52号は承認、議案第53号及び議案第54号の所管部分は可決、議案第57号は認定いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の他市の活用状況は。市民への積極的な事業の周知は。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）では、基本料金免除の対象件数は。事業所に対する減免の金額は。



議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、対象人員数は。会計年度任用職員の勤務時間は何時間か。

議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分では、財産管理費の委託料に関して、土壌調査を実施する土地に関して廃棄物について市の見解は。また、工事費の内訳は。観光費の工事請負費に関して、設置機器の使用方法は。

議案第57号 市道路線の認定については、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分の外、議案3件です。

当委員会は、9月8日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施いたしました。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分、議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分、議案第55号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第56号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第51号は承認、議案第54号の所管部分、議案第55号及び議案第56号は可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）所管部分では、学校給食費、需用費に関して、10月以降の値上げを加味した補正内容か。

議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分では、社会福祉総務費、備品購入費に関して、設置箇所は。地域子ども・子育て支援事業費、工事請負費に関して、工事の完了はいつか。児童教育・保育費、負担金、補助及び交付金に関して、対象の保育園の数は。また、全ての保育園が対象となっているの

か。

議案第55号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第2号）の件、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の件、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件、議案第54号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の件、議案第55号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第56号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第57号 市道路線の認定の件、以上議案7件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案7件に対する討論を終結いたします。

議案第51号から議案第57号までの議案7件を一括して採決いたします。

この議案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号は、原案のとおり承認、議案第53号から議案第56号までの議案4件は、原案のとおり可決、議案第57号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建

設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月15日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月15日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時42分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 9 月 1 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和4年9月15日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問  |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

山本重信議員は、病気療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○福山議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、2番、梅田哲也議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、13番、市來利恵議員、14番、増田浩二議員、以上7名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問をするため、増田浩二議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配布しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

今議会では、マイナンバーカードの普及についてとペットとの共生についての2点お伺いいたします。

最初に、マイナンバーカードの普及について質問を行います。

平成28年から開始したマイナンバーカードについては、国において令和4年度末までにマイナンバーカードをほぼ全国民が保有することを目指し、取組が進められ

ています。マイナンバーカードのメリットとして、1、最大2万円相当のマイナポイントがもらえること、2、本人確認書類として利用、3、各種証明書をコンビニで取得できること、4、健康保険証として使えること、5、行政手続がオンラインでできることなどで、また近い将来において、運転免許証との一本化など、利活用の範囲が拡大し、デジタル社会における重要インフラとなることが発表されています。

また、総務省の発表によると、マイナンバーカードの交付率は、令和4年6月末時点で、全国では45.3%、また隣の紀の川市は64.5%であり、全国の特別区・市で上位6位となっていました。そのような中、当市でもマイナンバーカードの普及を図るため、国が実施しているマイナポイント第2弾に合わせ、5月中旬から市役所駐車場にマイナンバーカード特設会場を開設、またイベント開催時等、あらゆる機会を利用して、出張申請受付を行うなど、マイナンバーカード普及に努めていただいています。

そこでお尋ねいたします。特設会場開設前のマイナンバーカードの交付率と開設後の交付率は、それぞれどのくらいとなっているのでしょうか、お伺いします。

2点目として、マイナポイント第2弾が9月末までとされていますが、それ以降、申請者は減少するものと考えられます。

そこでお尋ねいたします。マイナポイントが終了する9月末と今年度末の目標交付率は、それぞれどのくらいに設定しているのでしょうか、お伺いします。

3点目として、先日、市民の方と話をしたのですが、申請していない方の理由としては、発行するメリットを感じられない、紛失したときのリスクがありそうなどの話をされていまして、9月末までにマイナンバーカードの申請を行った場合、最大2万円相当のマイナポイントがもらえることなど説明を行いました、やはり現状ではメリットを感じられないと言われました。

また、他の自治体では、コロナ禍の対応策として、窓口での3密回避のため、国が推奨している証明書等のコンビニ交付サービスを導入しているところが多々あり、それができれば平日休まずに証明書が取れる。また急に必要となった場合、朝でも夜でも好きな時間に証明書が取れるとの話もありました。

そのコンビニ交付サービスは、開始から10年以上経過しているようで、令和4年6月15日現在、全国で947団体、対象人口は約1億2,000万人となっており、和歌山県内においても、既に6市5町が導入しています。しかし、導入に当たっては初期費用や毎年のランニングコストが必要となり、そのため導入を見送っているものと

考えます。

そこで私なりに調べたのですが、コンビニ交付サービスのさらなる普及拡大を図るため、国の支援策として、自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費については、措置率2分の1、上限額6,000万円の地方財政措置がありました。

そこでお尋ねいたします。コンビニ交付を導入するとなれば、初期費用や毎年のランニングコストなどの経費は必要となりますが、それぞれのどのくらいの費用を試算しているのでしょうか。

また、令和3年度市政懇談会の回答では、証明書1通当たりの発行に数千円の経費が見込まれるとしていましたが、現在、1通当たりの証明手数料は幾らと試算しているのでしょうか、お伺いいたします。

4点目として、コンビニ交付サービスを導入することにより、マイナンバーカード取得普及への一因となり、また新型コロナウイルス感染症の第7波による感染が拡大し、和歌山県においても連日感染者が多数確認され、終息が見通せない状況を考えますと、感染リスクを抑えるためにも、窓口の混雑緩和に期待できます。先ほども申し上げましたが、コンビニ交付は年中無休で利用が可能で、利用時間帯も午前6時30分から午後11時までとなり、市民の利便性はかなり高いものと考えられます。

また、平成28年9月16日付で、総務大臣から「マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について」の通知では、全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えていますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いしますと依頼されています。

そこでお尋ねいたします。総務大臣から通知のあるコンビニ交付サービスの導入に向け、市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。福岡議員、1番目のご質問の4点目、総務大臣からの依頼のあるコンビニ交付の導入についてお答えをいたします。

平成28年9月16日付、コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知を踏まえ、本市では、これまでコンビニ交付について、マイナンバーカードの交付状



況や他の自治体の導入状況、各種証明書1通にかかる経費等を考慮し、導入に向けた検討を重ねてまいりました。今年度中にほぼ全国民がマイナンバーカードを保有することを目指している国の方針に従い、コンビニ交付の導入を決定いたしました。

なお、詳細については担当理事から答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○福山議長 理事。

○中場理事 おはようございます。福岡議員、1番目のご質問、マイナンバーカードの普及等についての1点目と2点目を一括してお答えします。

本市における住基人口に対する交付率は、4月30日時点で37.7%でしたが、5月18日の特設会場開設に伴い、8月31日時点で、交付率は41.1%に上昇しています。

本市では、最大2万円分のマイナポイントを受け取るための申請期限である9月末におけるマイナンバーカードの目標交付率を45%に設定しており、イベントや各種事業での啓発、広報紙、市ウェブサイト等への掲載を通じ、特設会場で実施している申請サポートを周知し、マイナンバーカードの申請者増に取り組んでいるところです。

また、今年度末の交付率55%達成を目指して、まだマイナンバーカードをお持ちでない市民の方々に対して、特設会場への来場を促し、さらなるカードの普及促進を図ってまいります。

続いて、3点目と4点目について一括してお答えします。

コンビニ交付を導入した場合、初期導入費は1,265万円、ランニングコストは、システム利用料が年間330万円、J-LIS運営負担金が年間272万8,000円、コンビニ手数料が1件当たり117円です。令和4年度にコンビニ交付を導入することで、初期導入費及びランニングコストの2分の1が特別交付税措置の対象となります。

県内の他市の実績を基に、本市の年間交付件数のうち、コンビニ交付率を8.0%、発行枚数を3,807件とし、初期導入費を5年分割して試算した場合、特別交付税措置により証明書1通にかかる経費は1,183円です。

先ほど市長の答弁にありましたとおり、身近なコンビニでの時間外の各種証明書の取得など、市民の利便性向上を図るため、コンビニ交付の導入を決定いたしました。今後、一日も早く市民の皆様にご利用いただけるよう整備を進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1 点目、8月31日時点のマイナンバーカード交付率は41.1%で、今年度末の目標交付率は55%と答弁をいただきました。今後、全国平均交付率や市の目標交付率を達成するために、何か対策が必要であると考えますが、ただ、目標交付率を達成するために、その期間だけに申請した方に何かを渡すような施策はやめていただきたいと思います。

それらを踏まえお尋ねいたします。当市として、今後、マイナンバーカードの普及に向け、どのような対策を考えているのでしょうか。

2 点目として、当市の試算では、コンビニ交付導入時、証明書1通当たりの発行に1,183円と高い経費が見込まれていますが、既にコンビニ交付を導入している他の自治体では、市民が負担するコンビニ交付の証明書1通当たりの発行手数料は200円から300円となっています。

例えば、紀美野町では、本年6月末人口8,207人であり、当市のマイナンバーカード保持者数より少ない人口になりますが、たしかコンビニ交付も窓口交付も証明書1通当たりの発行手数料は同額の200円となっていました。また、橋本市や有田市では、窓口交付の証明書1通当たりの発行手数料が300円、コンビニ交付の証明書1通当たりの発行手数料が200円と、100円の違いがありました。

そこでお尋ねいたします。どうして窓口交付とコンビニ交付の証明書1通当たりの発行手数料に違いが出てくるのか、お伺いいたします。

3 点目として、先ほどコンビニ交付について導入いただけるとの答弁をいただきました。コンビニ交付の導入に当たり、ある程度の準備期間が必要になると思いますが、市民の利便性向上につながるとともに、市民が期待している事業でもありますので、早期導入いただけるよう期待しますが、今後の導入時期について、分かる範囲でお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 福岡議員の再質問3点について、一括してお答えします。

本市としては、引き続き特設会場で実施しているマイナンバーカードの申請サポート、マイナンバーカードの交付、マイナポイントの申込み支援を行うとともに、イベントや各種事業等を通じ、カードの普及啓発に努めてまいります。

また、コンビニ交付だけでなく、本人確認書類や健康保険証としての利用、オンラインでの確定申告や子育てをはじめとする行政手続等、今後も広がるカードの利便性について、関係各課と連携して周知を図ることで、カードの普及促進に取り組

んでまいります。

コンビニ交付の導入に際しては、初期導入費とランニングコストが生じ、証明書1通にかかる経費は高額になります。導入当初は高いコンビニ交付率は見込めないため、1人でも多くの市民にコンビニ交付の利用を促すため、コンビニ交付の証明書1通当たりの発行手数料を窓口交付より安く設定しているものと考えております。

3点目、コンビニ交付導入までの流れとしましては、通常、地方公共団体情報システム機構への申請後、システム構築、各試験行程を経て、6か月程度でサービスを開始できることとなっていますが、今は世界的な半導体不足の影響でサーバー機器等の納入が不安定で、システム確認試験や業務運用試験、実店舗試験のめどが立たず、サービス開始時期を明確に申し上げることができません。

本市としましては、コンビニ交付サービスをできるだけ早くスタートできるように関係機関に働きかけてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 最後に、本市としてコンビニ交付の証明書1通当たりの発行手数料をどのように考えているのか、お伺いします。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。  
理事。

○中場理事 福岡議員の再々質問にお答えします。

コンビニ交付の証明書1通当たりの発行手数料を窓口交付よりも低く設定することは、市民の皆様の負担を軽減し、コンビニ交付の利用促進に有効だとは考えますが、本市ではコンビニ交付の証明書1通当たりの発行手数料については、現在検討中であります。

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 2番目、ペットとの共生について質問を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、自宅で過ごす時間が多くなり、生活に癒やしを求めてペットを飼う人が多くなっていると報道されていきました。また、一般社団法人ペットフード協会が実施した令和3年全国犬猫飼育実態調査では、犬が710万6,000頭、猫が894万6,000頭を飼育しており、また1年以内の新規飼育頭数は、犬・猫ともにコロナ前の令和元年度に比べ、令和2年、令和3年ともに増加してい

るとの結果が公表されていまして。

そこでお尋ねいたします。1点目として、当市で登録の犬と猫の頭数、また昨年度の新規の頭数はそれぞれ何頭となっているのでしょうか。

2点目として、犬や猫のマイクロチップ装着については、改正動物愛護法により、本年6月から装置が義務づけられました。マイクロチップは、注射と同じ要領で犬や猫の皮下に埋め込み、チップに記録された数字をデータベースに記録することで、飼い主情報の管理が可能とされています。そのためペットショップなどの業者が扱う犬や猫の装置が義務づけられましたが、一方、既に家庭で飼われているものは努力義務となっています。

そこでお尋ねいたします。本年6月の改正以降、本市のマイクロチップ装着登録数については、新たに購入した方と既に飼われていた方の区別で何頭となっているのでしょうか、お伺いします。

3点目として、先ほども申し上げましたが、既に飼っている人は努力義務になっていますが、飼い主にマイクロチップ装着への正しい情報を伝えていかなければならないと思います。先日、市民の方から、この件について相談があり、私なりに調べたのですが、他市ではマイクロチップ関連と動物愛護法の改正について、ホームページで掲載されていましたが、市広報紙や市ホームページに掲載がなかったと思います。県の登録を受けている販売業者は、動物取扱責任者研修を受講することが義務づけられているため理解していると思いますが、既に飼っている市民の方は、制度自体知らない方が多いと思います。

そこでお尋ねいたします。市民に対して正しい情報の周知と理解を推進していくべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

4点目として、ペットを連れた被災者が周囲の方に気を遣うあまり、避難所へ避難せず、自宅にとどまり、また避難したとしても車の中で生活するといったケースもあるなど、ペットの同行避難の難しさについて報道されていました。

そこでお尋ねいたします。本市の災害時のペットの同行避難ガイドラインはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の2番目の1点目から3点目についてお答えいたします。

まず1点目、市で登録の犬と猫の頭数は、また昨年度の新規頭数は、についてで

すが、令和4年3月末現在の本市の畜犬登録数は2,851頭であり、そのうち令和3年度の登録数は213頭となっております。

なお、猫については、登録の届出義務がないため、市では把握しておりません。

次に、2点目の本年6月の改正以降、本市のマイクロチップの登録数は、についてお答えいたします。

動物愛護及び管理に関する法律に基づく犬と猫のマイクロチップ情報登録によりますと、犬が54頭、猫が15頭となっております。

なお、新たに購入した方と既に飼われていた方の区別では公表されておりません。

3点目の正しい情報の周知と理解の推進は、についてお答えいたします。

議員ご指摘の市民に対して正しい情報の周知は必要であると認識しておりますが、今回の法改正では、繁殖事業者、ブリーダーやペットショップに対して義務化されたものであり、既に犬や猫を飼っている個人の所有者に対しては努力義務となっておりますことから、現在は、各地区公民館をはじめ市総合保健福祉センターや岩出図書館などにポスターの掲示やリーフレットによる周知を行っているところですが、今後は、市広報や市ウェブサイトでの掲載を含め、周知してまいりたいと考えております。

○福山議長 総務部長。

○木村総務部長 続きまして、4点目、災害時のペットの同行避難ガイドラインは、についてお答えいたします。

大規模な災害発生時には、長期間にわたる避難所での生活が想定されます。ペットとの同行避難について、避難所運営マニュアルには、避難所では、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方など、様々な人が共同生活を行うため、ペットは、原則として屋外に設けられた所定のスペースで、ケージ等に入れ飼育するなど、ペットに関する項目を記載するとともに、小中学校等の避難施設におけるペットスペースの事前想定等を行っております。

また、市ウェブサイトにおいても、災害時のペットの同行避難についての記事を掲載し、注意点や事前準備など、飼い主をはじめとする方々への周知等を図っているところがございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問いたします。

最初に、犬や猫の殺処分数は年々減少しているものの、依然としてなくなっていることはありません。既に飼っている人は努力義務となりますが、犬や猫が捨てられることを防ぎ、殺処分の削減につながると期待されていますので、今後どのような方法で周知啓発に努めていこうと考えているのでしょうか、お伺いします。

例えば、毎年各地区公民館で行っている狂犬病予防注射の会場などには多くの飼い主さんが集まります。こうした場を活用して、既に飼われている方に対して、マイクロチップの普及啓発を行うのが絶好の機会と捉えますが、市の見解をお伺いいたします。

2点目として、マイクロチップの装着費用は数千円から1万円程度で、また、情報の登録費用に、オンライン申請では300円、紙申請では1,000円が必要になるため、他市町村では、改正法が施行されたことに伴い、費用の一部を助成している市町村もあります。既に飼われている方については努力義務となっていますが、マイクロチップ装置の促進を図る上でも、本市の独自事業として、飼われている方がマイクロチップの装着に対して費用の一部を助成してはいかがでしょうか、市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問の1点目、努力義務である飼い主に対して、より一層の啓発は、ということですが、努力義務といえども、マイクロチップの装着は、犬や猫が迷子になったときや、災害、盗難、事故などによって飼い主と離れ離れになったときなどに役立つことから、周知啓発は必要であると考えますので、議員もおっしゃった狂犬病予防接種集合注射会場などにおいて、周知啓発に努めてまいります。

次に、2点目のマイクロチップ装置にかかる費用の一部助成をしてはどうか、ということですが、現在、県内の市町村では、マイクロチップ装置にかかる費用等について、一部助成は行っていないと伺っております。本市においても、費用の一部助成は考えておりませんが、今後、県内外の市町村の取組状況の情報などを収集いたしまして、研究してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、２番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。２番、創生岩出の梅田哲也です。

議長の許可をいただきましたので、１点目、４月に行われました全国学力・学習状況調査の結果と課題について、２点目、公共施設における感染防止対策について、一問一答方式で質問させていただきます。

最初に、４月に実施されました全国学力・学習状況調査についてお聞きいたします。

県内の小学校６年生、２２３校、約６,５８０人、中学校３年生では１１７校の約６,１６０人が受験をいたしました。教科に関する調査では、国語、算数、数学に加え、通常３年ごとに実施される理科が、一昨年、新型コロナウイルスの影響で実施されなかったことから、４年ぶりの調査対象となりました。県内公立校の小学６年生国語では、正当率６５％、全国平均６６％、マイナス１％で全国２３位、算数では６３％正当率、全国で６３％ですから１５位、理科６３％、全国平均も６３％で１７位となっております。

中学３年生では、国語６６％、全国平均６９％で４６位、数学５０％、全国５１％で２８位、理科は４６％、全国平均４９％で４６位となっております。国語では、文章を読んで論理の展開や登場人物の心情の変化を捉える力に、理科では、複数のものを比較して共通点や相違点を分析する力に課題があるとの論評が出ておりました。

同時に、子供たちに生活習慣や学習環境を尋ねた調査結果も併せて公表されております。授業内容はよく分かるかという質問に対して、小学生では国語と算数、中学生では数学と理科で、当てはまる、どちらかと言えば当てはまると答えた割合は、全国平均を上回ったとのことでした。

一方、授業で課題の解決に向けて、自分で考え取り組んでいる、家で自分で計画を立てて勉強していると答えた子供は、小中学生ともに全国平均を下回っているとのことでした。

また、読書習慣に関する設問では、授業以外での読書時間を問う質問に対して、全くしないと答えた中学生は４６％と半数近くを占め、全国平均よりも７ポイント高いとのことでした。ゲームやスマホをする時間が長く、本を読まない傾向が顕著であると推察いたします。

以上のことを踏まえて、４点お聞きいたします。

まず１点目に、和歌山県では、小学６年生は、国語、算数、理科ともに、おおむね全国平均並みとのことですが、岩出市の子供はどのような状況かについてお聞きを

いたします。

2番目に、中学校3年生は、和歌山県では、国語、数学、理科ともに全国平均を下回って、県教委も対応を考えているようではありますが、岩出市ではどのような状況か、お聞かせください。

3点目に、生活習慣や学習環境を問うた調査結果の特徴は、岩出市においてはどうか、お聞かせください。

4点目に、今後の学力向上への課題とその対策についてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 梅田議員のご質問の1番目、全国学力・学習状況調査の結果と課題について、一括してお答えいたします。

1点目、小学6年生の岩出市の結果ですが、全国平均と比較して、国語が64点でマイナス1.6ポイント、算数が62点でマイナス1.2ポイント、理科が62点でマイナス1.3ポイントとなっております。県平均と比較いたしますと、国語、算数、理科ともにマイナス1ポイントという結果です。

2点目の中学3年生の岩出市の結果ですが、全国平均と比較して、国語が62点でマイナス7ポイント、数学が47点でマイナス4.4ポイント、理科が43点でマイナス6.3ポイントとなっております。県平均と比較して、国語がマイナス4ポイント、数学がマイナス3ポイント、理科がマイナス3ポイントという結果です。

次に、3点目の生活習慣や学習環境を問う児童生徒質問紙の中で、全国平均と比較して岩出市の特徴的なものを上げますと、生活習慣面では、朝食を毎日食べる、が小学6年生91.9%で全国平均マイナス2.5ポイント、中学3年生89.1%で全国平均マイナス2.8ポイント、携帯電話、スマートフォンやコンピューターの使い方について家の人と約束をしたことを守っている、が小学校6年生65.9%でマイナス5.6ポイント、中学3年生66.9%でマイナス2.6ポイント、今住んでいる地域の行事に参加している、が小学6年生36.7%でマイナス16ポイント、中学3年生30.4%でマイナス9.6ポイントなどです。

学習習慣面では、家で自分で計画を立てて勉強している、が小学6年生65%で全国平均マイナス6.1ポイント、中学3年生46.3%で全国平均マイナス12.2ポイント、読書は好き、が小学6年生71.7%でマイナス1.4ポイント、中学3年生60.2%でマイナス8ポイント、学校の授業時間以外の平日1日当たりの読書時間で、全く読書をししないと答えた小学6年生が29.6%で全国平均プラス3.3ポイント、中学3年生



が55.7%でプラス16.7ポイントとなっております。

学習指導面では、授業での話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができている、で小学6年生が80.4%で全国平均プラス0.3ポイント、中学3年生が63%でマイナス15.7ポイント、授業で自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文書、話の組立てなどを工夫して発表していると答えた小学校6年生が67.3%で全国平均プラス1.9ポイント、中学3年生は42.8%でマイナス20.5ポイントでした。

学習の中でパソコン等のICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うと答えた小学校6年生は95.5%で全国平均プラス1.1ポイント、中学校3年生は85.6%でマイナス7ポイントなどです。

なお、令和4年度の全国・県及び岩出市学力調査結果の詳細につきましては、10月末に本市ウェブサイトに掲載する予定でございます。

最後、4点目の今後の学力向上への課題と対策についてであります。小中学校ともに学力の二極化が進んでおりますので、学習意欲が向上するよう補充学習や復習などを個別に丁寧に行い、底上げを図れるよう努めてまいります。

また、和歌山県全体の課題でもある中学校における学び合いを中心とした授業改善が一刻も早く進むよう、先進校への視察や指導主事等による訪問指導等を充実してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点お聞きしたいと思います。

1点目、2021年実施の中学校理科の新学習指導要領では、科学的に探求する力の育成が重要視されております。コロナ禍の中で、実験などの学習活動は計画どおりなされているのか、またICT機器は活用されているのか、お聞きをいたします。

2点目に、今、岩出市の結果をお聞きして、小学校については、各教科とも全国平均比若干のマイナスであります。中学3年生では、国語、マイナス7ポイント、数学、マイナス4.4ポイント、理科、マイナス6.3ポイントと、昨年と比較して、国語ではプラス0.6ポイント、数学プラス3.8ポイントと、全国平均比が少しずつではありますが、改善していると思います。

数値目標を立てて、学校、教育委員会一体で取り組むことが肝要だと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

3点目、先ほどの答弁の中で、中学校での学び合いを中心とした授業改善が一刻

も早く進むよう、先進校への視察を行うとありましたが、具体的にどのような授業改善を図ろうとしているのか、教えてください。

また、視察は、コロナ禍の中、遠方の地域ではなかなか行きづらいと思いますが、どういう地域を具体的に想定しているのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

再質問の中で、教育長ということでご指名いただきましたので、2点目の学力を上げる数値目標はあるのかというご質問についてお答えをいたします。

第3次岩出市長期総合計画におきまして、学力向上の成果指標としまして、全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った児童生徒の割合を掲げてございます。令和元年度を現状値としておりまして、小学6年生は59%、中学3年生は40.8%でした。令和7年度の目標値は、小学校6年生で6ポイントアップの65%、中学3年生で9.2ポイントアップの50%としてございます。

本年度の結果は、小学6年生が51.7%で、現状値よりマイナス7.3ポイント、中学3年生が41.4%で、現状値よりプラス0.6ポイントとなっております。

長期総合計画の計画期間、あと3年間、目標達成できるよう学力向上に努めてまいります。

○福山議長 教育部長。

○南教育部長 梅田議員の再質問の1点目と3点目について、一括してお答えいたします。

まず理科の実験についてですが、理科の実験は、小中学校ともに、主に理科室を活用して行っております。また、実験機器等の教材備品につきましても、各学校からヒアリングを行い、毎年、購入を行っております。実験・観察の経過をタブレットパソコンにおいて録画したり、写真を撮ったりして、考察の際に再度見て振り返るという活動にも活用しております。

続いて、3点目の学び合いの学習についてですけれども、現行の学習指導要領に示されている授業改善の視点である主体的、対話的で深い学びは、教師中心の一斉指導では達成できないものです。これからの社会に必要な集団問題解決力や社会的な学力は、他者と協働しながら学ぶことでしか身につけることができない学力です。協働学習、学び合いは、学習者が能動的に学習できる環境を提供するだけでなく、全員の実質的な学習への参加、集団の人間関係づくり、この社会性の育成という面

からも極めて有効な授業スタイルです。1人1台端末を生徒が適切に活用しながら、このような学び合いの授業が常態的に行われるよう、先進校への視察や指導主事による訪問指導等を充実してまいります。先進校の視察につきましては、現在、県外、県内の両面を視野に入れて探しているところでありまして、2学期中に実施できるよう調整中でございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2番目に、公共施設における感染防止対策についてお聞きをいたします。

7月から始まった新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による第7波は、政府の予想を大きく上回る大流行となりました。和歌山県でも、8月19日には新規感染症者数が過去最多の2,381人との発表がございました。

世界的にもWHOの発表では、日本の感染者数が、7月末から5週連続で世界最多の感染者数となっております。死者数も世界2位とのことです。和歌山県の仁坂知事も8月31日の定例記者会見で、感染者数は少し減ってきた感じはするが、学校で感染して、家庭に入ってくる可能性もあり、まだ油断できないと述べられ、依然として気の抜けない状況であると思えます。

新型コロナウイルスの感染を予防するためには、ワクチンの接種、手洗い、手指消毒、マスク着用の基本的な感染予防の徹底や不要不急の外出の自粛、また密閉、密集、密接の、いわゆる3密を避けることが重要とされてきましたが、感染の原因が、飛沫感染、接触感染に加え、いわゆるエアロゾル感染、空気感染が原因とされる中、換気の重要性が、特にエアコン使用による換気が不十分になる季節に再認識されるようになっていきます。特にクラスターが多発した高齢者施設、学校、保育所等の感染事例では、換気が不十分であったことが原因と考えられる事例が散見されるとのことです。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から、7月14日付で、提言として、換気のポイントと学校、保育所など、オミクロン株の感染が拡大した施設における対応が示されております。

以上述べましたことを踏まえて、2点をお聞きいたします。

1点目に、市では新型コロナウイルス感染症防止対策として、公共施設への換気

対策の整備が重要であると思いますが、現状、どのようになっているのか、施設ごとにお聞きをいたします。

また、換気を補完する意味で、空気清浄機の導入も必要かと思いますが、現状と今後の導入計画についてお聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 梅田議員、2番目の1点目、感染防止対策としての公共施設の換気設備の整備が課題と思うが、現状認識はどうかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として、現在、市庁舎では、接客を行うカウンターや職員の机の間にパーティションを設置し、飛沫防止対策を行うとともに、密閉空間を改善するために推奨される換気方法の1つであります、窓の開放による換気を行っているところです。現在のところは、庁舎内での感染が疑われる状況は発生しておりませんので、防止対策の効果が出ているものと考えております。

続いて2点目、空気清浄機の公共施設への導入計画は、また保育所、学校への導入予定はについてお答えいたします。

市庁舎においては、窓の開放による換気とその他の感染防止対策により、庁舎内での感染が疑われるような状況は発生しておりませんので、空気清浄機を新たに導入する予定はありませんが、今後の感染状況に注視し、対応を検討してまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 梅田議員ご質問の2番目の1点目、公共施設での換気設備の現状認識についてですが、令和4年7月14日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、オミクロン株に対応した換気についての提言がなされ、現在、公立・私立保育所、学童保育施設、岩出市総合保健福祉センターにおいては、この提言に基づく国の通知に基づき、効果的な換気を日々実施しているところであります。

具体的には、窓明け換気と空気清浄機やサーキュレーターを使用した機械換気を併用し、施設全体の換気能力を高めております。特に保育所や学童保育施設では、児童が集合する風通しの悪い場所などで二酸化炭素濃度の測定も行っており、換気の改善に努めております。また、岩出市総合保健福祉センターにおいても、二酸化炭素濃度測定器を適宜併用して活用しております。

次に、2点目の公共施設及び保育所における空気清浄機の導入予定についてでございますが、マスクを外す機会が多い乳幼児等が多数利用する保育所、学童保育施

設、岩出市総合保健福祉センターにおいては、空気清浄機を換気の補完として、窓明け換気、サーキュレーター及び二酸化炭素濃度測定器を併用して活用しております。公立保育所においては、令和2年度から国の補助金を活用し、空気清浄機の導入を進め、令和4年9月1日現在、計60台を導入しております。私立保育所等に対しては、市から新型コロナウイルス感染症対策補助金を負担しており、同補助金を活用し、令和4年9月1日現在で、空気清浄機38台を導入済みとの報告を受けております。また、学童保育施設については6か所で計12台、岩出市総合保健福祉センターにおいては計9台の空気清浄機を導入し、活用しております。

なお、本議会に上程済みの令和4年度一般会計補正予算（第3号）において、公立保育所の空気清浄機、計34台分の追加補正をさせていただいており、感染症対策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○福山議長 教育部長。

○南教育部長 梅田議員のご質問の2番目の2点目、学校への導入予定についてお答えいたします。

6月議会、議案第38号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）において、各小中学校に1台ずつの空気清浄機購入についてご承認いただいております。

これは体調がよくない児童生徒が集まるところであることから、保健室に配置する予定です。議員ご指摘の普通教室や特別支援学級にも導入する必要があるのではないかについてですが、令和4年9月2日付で、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」という通知文が発出されました。

その中に換気の基準について、二酸化炭素濃度が1,000 p p m相当の換気等に取り組むことが望ましいと記されており、十分な換気ができているかを把握し、適切な換気を確保するためには、二酸化炭素濃度測定器を用いて測定することが考えられるとされております。二酸化炭素濃度測定器は、令和2年度に各学校に既に配置済みでございます。さらに、本通知文において、常時換気の方法が記載されており、教室の前後の扉とその対角の窓を10センチずつ開けた状態は最も換気効率がよいと示されております。学校においては、この換気方法を徹底するよう、9月の校長会で周知しておりますので、さらなる空気清浄機の導入計画はございません。

○福山議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点質問させていただきます。

今、教育部長よりの答弁で、空気清浄機より換気が重要との答弁がございましたが、その科学的な根拠について教えてください。

2点目、空気清浄機の設置状況は、公立保育所で60台、私立保育所で38台、学童保育施設では6か所で12台ということで、非常に市民の方も安心していただけていると思うんですが、いわゆる岩出市の中でも認可外保育所もございまして、それと企業直営の保育所もあると思うんですが、そこら辺りはどないなっているのか、教えてください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 梅田議員の再質問の空気清浄機より換気という根拠ですが、空気清浄機の機能については、フィルターの種類により様々な効果が期待できますが、コロナウイルスが除去できるかどうかが問題になります。花粉やハウスダストで30から40マイクロメートル、細菌やカビで1から10マイクロメートル、ウイルスで0.1マイクロメートル程度となっており、H・E・P・A、HEPAフィルターでも、0.3マイクロメートルの粒子に対して、99.97%の捕集効果であり、0.1マイクロメートルのウイルスを100%捕集することはできません。

したがって、HEPAフィルターを使用しても、空気清浄機の役割としては、換気の補完ということになります。エアコンと空気清浄機で空気の流れをつくるには、夏の冷房運転時には空気清浄機をエアコンの下に、冬の暖房運転時にはエアコンの対面に設置するのが効果的とされておりますが、空気の流れをつくるには、部屋の換気が最も効果的であり、学校においては、先ほどご紹介した文部科学省からの通知のとおり換気に努めることが重要であることから、空気清浄機の導入を考えておりません。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 梅田議員の再質問の2点目、認可外保育所の換気設備の状況及び空気清浄機の導入状況はについてお答えいたします。

認可外保育所につきましては、児童福祉法の規定により、市が毎年立入検査を行っており、その中で換気設備は、認可保育所と同様に、国の通知に基づく効果的な換気を行うよう指導しています。現在、市内の認可外保育所7か所全てが基準を満たしている状況となっております。

また、空気清浄機の導入についてですが、令和2年度から新補助金を活用し、現

在、7か所で計18台を導入済みとの報告を受けております。

それから、企業型施設につきましては4か所ございますんですけども、これも国から直接補助金をもらって感染症対策をしていると聞いております。

なお、本議会に上程済みの令和4年度一般会計補正予算（第3号）におきまして、認可外保育所を含めた私立保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症対策補助金を追加補正させていただいており、感染症対策のさらなる充実を図っていただけるものと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

（な し）

○福山議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時29分)

再開 (10時45分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、投票率の向上についてと、マイナンバーカード普及促進についての2点質問させていただきます。

最初に、投票率向上についてです。

近年、全国的に国政選挙を中心とした各種選挙における投票率低下の傾向が見られます。その中でも、とりわけ若年層の投票率低下が顕著となっております。有権者が政治に対する関心を保ち、主権者としての意識を有するためには、その政治に対する一定の信頼と理解とが必要であります。誰しも信頼していない、ないし理解していない事柄に対しては、積極的に行動を起こしにくいからです。

しかしながら、日本の現状では、とりわけ国会議員などに対する国民の不信感が強く、それが政治不信につながっています。和歌山県も全国ポイントよりも、さらに低い傾向が見られ、特に有権者数の多い地域ほど低投票率となっております。

岩出市は、近年、他地域から転入を中心による人口増加に伴い、県下の中でも有権者数は増えてきており、本年7月に行われた参議院選挙の和歌山県選挙管理委員会の資料では、和歌山市の有権者数は30万6,428人、田辺市6万622人、橋本市5万2,172人、紀の川市5万1,798人に次ぐ5番目に有権者数が多く、4万4,790人となっております。

最近行われました参議院選挙も含め、岩出市制発足の平成18年以降の県下の投票率を調べてみましたところ、参議院選挙は6回、衆議院選挙が5回、県知事選が4回、県会議員選挙が4回、うち無投票が1回ございました。いずれの選挙においても、和歌山市と岩出市の投票率はワースト1位と2位の争いでしたが、そのうち参議院選の2回と県知事選3回を除いて、岩出市が県下最低の投票率でありました。

平成28年6月施行で、年齢満18歳以上、満20歳未満の者が選挙に参加できる公職選挙法の一部が改正されました。それに伴い、若年層を含めた投票率向上に様々な取組を行っていると思います。

ここでご質問です。本市の直近の年齢層別投票率を教えてください。

また、先ほど申し上げましたとおり、和歌山県の中でほとんどの選挙での投票率の低さについて選挙管理委員会の見解は、そして、過去何回か質問で投票率の低下についてあったと記憶しておりますが、過去に投票率向上に向けどのような取組を行ってきたのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 大上議員、1番目のご質問、投票率向上についての1点目、本市の年齢層別の投票率は、についてお答えをいたします。

投票率について、直近の選挙で申し上げますと、7月10日に執行されました参議院議員通常選挙和歌山県選挙区における本市の投票率は46.41%で、市内に18ある投票区の中で、この投票率に一番近い投票区は第5投票区、上岩出地区公民館になりますが、こちらの投票区の年齢層別の投票率を例に挙げて申し上げますと、10代で37.19%、20代で28.45%、30代で34.28%、40代で44.08%、50代で49.52%、60代で60.29%、70代で61.56%、80代以上では41.59%となっております。最も投票率が低かった世代が20代、反対に最も投票率が高かった世代が70代という結果でございました。

次に、2点目の低投票率についての選挙管理委員会の見解は、と3点目の過去にどのような取組をしてきたかについて、併せて答弁させていただきます。



直近に執行された選挙において、本市の投票率は、県内の市町村の中で最下位が続いております。投票率の低下については、その時々選挙の争点、当日の天候、候補者数など、様々な要因が総合的に影響するものと考えられます。

先ほどの年齢層別の投票率の結果を見ましても、特に20代、30代の若い年齢層の投票率が低い状況となっており、このことは本市だけでなく、全国的にも同様の傾向にあり、無党派層の増加や政治離れなど、政治参加意識の低下などといったことがその要因と考えられ、若年層の投票率の向上については、重要な課題であると認識してございます。

選挙管理委員会といたしましては、投票率の低下傾向に歯止めをかけるべく、これまでの取組として、選挙啓発チラシを作成し、新聞折り込みによる各戸への配布、公共施設に懸垂幕や横断幕、のぼり旗の掲出、市内のスーパーでの街頭啓発、市内放送やメールによる配信サービス、市広報紙やウェブサイトを活用した啓発活動に取り組んでまいりました。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 全体的に低い投票率の中で、若年層の低さが目立ちます。特に20歳代が最低となっているのは、就職や就学のために一時的に生活の拠点を置いている人が、住民票を生活の拠点に移転していない場合が多いため、投票ができないといったことが理由の1つではないでしょうか。そのためにも、投票入場券に、滞在先でも投票ができる不在者投票の案内とかしてみるというような方法もいかがでしょうか。

また、近年、期日前投票率が増えてきております。その背景には、大型商業施設など公共の施設以外の期日前投票所が目立ってきました。和歌山市も直近の国政選挙で、ショッピングモールを利用して2か所の期日前投票所を設置しておりました。

実際に、私の知り合いも、毎回の選挙はこの場所での投票が定着となっております。

また、高校生には、様々な投票意識の向上に加え、最近では、移動期日前投票所を高校に出向き、1日投票所を開設し、昼休憩や放課後等に投票できる体制を取っている自治体も出てきました。

今秋、岩出市内にも商業施設が新しくオープンします。高等学校やこの新しくオープンする商業施設へ公用車などを活用して、移動期日前投票所の開設の検討も含めた若年層に向けた投票率向上への取組についての考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず、議員からご提案をいただきました投票所入場券に、滞在先でも投票ができる不在者投票の案内についてですが、投票所入場券は選挙人が名簿登録されている住所地に郵送するため、選挙管理委員会といたしましては、滞在先で不在者投票ができる選挙制度や選挙情報について、市広報紙やウェブサイト、選挙啓発チラシなどを通じて、一層の周知を図っていきたいというふうに考えております。

次に、期日前投票所について、他市町村で取り組んでいるように、大型商業施設内の設置や移動期日前投票所を導入してみてもどうかについてであります。期日前投票所の投票者数は年々伸びてきており、その効果はうかがえますが、必ずしも最終的な投票率の向上につながっているとは言い切れない状況でございます。

選挙管理委員会といたしましても、期日前投票所の増設については、これまでも検討してきたところでありますが、期日前投票所の増設に当たっては、期日前投票所で使用しているオンラインシステムの構築、一定期間を通じて使用可能な投票所スペースの確保、投票事務に従事する人員の確保などの課題が上げられ、商業施設等への設置について市内に適切な施設がないこともあり、現在のところは実施する予定はございません。

しかしながら、期日前投票所の増設は、選挙人の利便性を高め、投票機会の拡大につながることから、投票しやすい環境整備は重要であると認識しており、今後も引き続き研究してまいります。

最後に、投票率が低いとされる若年層に向けた取組はどのように実施されているかについてですが、選挙管理委員会では、若年層に向けた啓発、取組といたしまして、満18歳となって初めて選挙人名簿に登録された方々に、投票に参加できるようになったことをお祝いと、一票の権利を大切に使ってほしいというメッセージを記したはがきを対象者に発送しております。

また、若い世代の選挙への関心を高め、親しみのある投票所づくりを目指し、18歳から30歳代の方を対象とした投票立会人を募集しており、募集チラシを全戸配布しております。

また、市内の保育所、幼稚園の園児に啓発物資を配布し、園児を通じて、各ご家庭への選挙啓発としております。

そのほか、主権者教育の充実ということで、学校現場、県立那賀高校において、模擬投票などを行う出前講座を県の選挙管理委員会が実施する「出張！県政おはな

し講座」を活用して実施しております。

以上が、若年層を対象とした取組となりますが、投票率の向上については、一朝一夕で効果が現れるものではなく、地道な活動を継続していくことが必要と考えています。

今後も先進事例の研究に努めるとともに、引き続きコロナ禍でもできる効果的な啓発活動に取り組んでまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問です。

マイナンバーカード普及促進についてお伺いいたします。

今年6月30日、マイナポイント事業第2弾がスタートとなり、本市も市民へのサポート事業として、庁舎駐車場にマイナンバーカード特設会場を設け、カードの申請サポート、マイナポイントの申込み支援等、休日や平日夜間、対応していただいております。特設会場での市民の皆様をサポートされる中で、様々なご苦勞もあるかと思うのですが、どのようなことでご苦勞されているのか、分かり得る範囲で結構ですので、ご紹介いただきたいと思います。

そして、このマイナポイント事業とは、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげることを目的とした事業です。物価高騰の折、住民にとっては、日々の生活を行う上で、少しでもお役に立てていただければと思います。

また、マイナンバーカードを活用し、顔写真付身分証明書、健康保険証、またお薬手帳として利用可能、さらに新型コロナワクチン接種証明や各種行政手続のオンライン申請等、メリットも豊富で、このたびデジタル大臣に就かれました河野大臣は、マイナンバーカードを使って、さらに安心便利で豊かなデジタル社会を構築していくとメッセージもございました。

政府は、今年度中にほぼ全ての国民にマイナンバーカードを普及するとのことですが、全国的には7月末で45.9%の交付率にとどまっております。しかし、全国の特別区・市別のマイナンバーカード交付先進地域を見ると、宮崎県都城市82.6%、兵庫県養父市78.7%と高い交付率で、お隣の紀の川市も5位の64.8%の交付率とな

っております。

本市の交付率は、今年3月の議会で質問させていただいたときに、令和4年2月末で36.5%とご回答いただいております。7月19日、岩出市ホームページに、市長よりマイナンバーカード取得のお願いメッセージで、7月19日時点の交付率39.1%、交付申請率46.6%と掲載されておりました。交付申請率は進んではきているようです。しかし、交付率が進んでいないようですが、現時点での交付申請率と交付率、どれぐらいなのか。また、申請数が交付数につながっているのか。いわゆる申請された方が必ず交付まで至っているのか。そして、マイナポイント事業の第2弾では、ポイント申請できるのは9月末までに交付申請が必要であるということですが、9月末までの申請率のめどは、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 大上議員、2番目のご質問、マイナンバーカード普及促進事業の1点目、特設会場現場で苦勞していることについてです。

特設会場において、職員がマイナンバーカードの申請サポートをする中、来場者から様々な問合せを受けます。マイナポイントの第2弾関連、マイナポイント申込み関連、マイナンバーカードの健康保険証利用申込関連、公金受取口座の登録関連など、内容が多岐にわたるため、職員が直接説明し、理解してもらうまで相当の時間がかかってしまい、次第に込み合ってくるというのが実情です。

本市では、マイナポイント第2弾対応プロジェクトチームを立ち上げ、状況に応じて臨機応変に対応することで、待ち時間の短縮を図るとともに、市民一人一人への丁寧な対応に努めています。

2点目、現在の申請率と交付率についてです。

5月18日の特設会場開設以来、8月31日時点で5,646名の来場がありました。国から報告される申請率・交付率は、これまで令和3年1月1日現在の住基人口を用いて算定されていましたが、本年8月14日以降は、令和4年1月1日現在の住基人口を用いた算定に見直されました。

本市では8月31日時点における住基人口に対する申請率は、4月30日時点の44.7%から6.5ポイント上昇し、51.2%に、交付率も37.7%から3.4ポイント上昇し、41.1%になっています。県内9市で唯一人口が増加している本市においては、申請数及び交付数が伸びているものの、人口が増えているため、上昇率は、人口が減っている他市に比べて低くなっています。

3 点目、申請数が交付数につながっているのかについてです。

マイナンバーカードについては、申請いただいてから交付通知書を受け取るまで、1 か月程度必要なため、申請数と交付数に差が生じます。交付通知書が届いても、すぐに受け取りに来ない方もおられますので、申請数はすぐさま交付数につながるものではありません。市としては、受け取りがまだの方に対して、再度交付通知書を送り、交付につなげるよう努めています。

また、本市では、申請された方に少しでも早くお渡しできるよう、平日夜間交付や休日交付など、市民の皆様がカードを受け取りやすい体制を整備しています。

4 点目、9 月末までの申請率の目途についてです。

これまでの申請状況から試算しますと、9 月末時点での申請率は54%と想定されます。マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限である9 月末時点で55%と設定している目標申請率の達成に向け、本市では、カードの申請者増に取り組んでいます。現在、特設会場で実施しているマイナンバーカードの申請サポートを活用いただくため、イベントや各種事業、広報紙・市ウェブサイトでの啓発、商業施設での街頭啓発、公用車への啓発マグネットや市有施設への横断幕の掲示等を実施しているところであります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 特設会場でのサポート事業に関しまして、委託業者に依頼する自治体もある中、市職員のみでの住民一人一人への丁寧な対応に敬意を表します。

ご答弁いただいた9 月末交付申請率を55%に設定し、啓発に取り組んでいくとありました。本市の交付目標が、当初55%ということでしたので、ほぼ目標圏内と思われませんが、先ほども申し上げました、政府としましては、今年度中にほぼ全ての国民にマイナンバーカードを普及するとの目標に、各自治体もマイナンバーカード普及促進に、さらに取り組んでいくと思います。

マイナポイント事業第2弾は、9 月末までに、マイナンバーカードの交付申請が必要です。交付申請していなければ、最大2万円相当のポイントが付与されなくなり、10月に入るとポイントのメリットもなくなる中、今後どのように交付率を上げていくのでしょうか。

また、総務省は自治体が、マイナンバーカードを活用し、独自にポイントを付与する事業、自治体マイナポイントを全国に広げるため、2023年度の補助金制度を創設する方向で検討しているということです。この自治体マイナポイントは、既に他

府県の自治体で実施している事業とお聞きしましたが、その内容と導入に向けての本市の考えをお聞かせください。

また、住民がマイナンバーカードについて、紛失のリスクや紛失時の対応等が分からないということで、カードを作らない理由の1つとなっております。住民の皆さんにカード紛失のリスクと対応を詳しくお知らせしていただく手だてはないでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 大上議員の再質問3点についてお答えいたします。

1点目ですが、本市としては、引き続き特設会場でのマイナンバーカードの申請サポート、マイナンバーカードの交付、マイナポイントの申込み支援を行うとともに、イベントや各種事業等を通じて、カードの普及啓発に努めてまいります。

また、コンビニ交付だけでなく、本人確認書類や健康保険証としての利用、オンラインでの確定申告や子育てをはじめとする行政手続等、今後も広がるカードの利便性について、関係各課と連携して、周知を図ることで、カードの普及促進に取り組んでまいります。

2点目についてです。自治体マイナポイントは、国が整備したマイナポイントの基盤を活用し、自治体が独自にポイントを付与する事業で、子育て世帯への支援金や健康増進活動に参加した住民への特典など、幅広い施策に活用できるのが特徴です。住民は、スマートフォンなどで、マイナンバーカードを読み取り、給付を申請すれば、キャッシュレス決済サービスのポイントを受け取れます。自治体は、施策の目的に応じ、年齢などでポイント付与の対象を限定することも可能で、カードの本人確認機能を活用し、迅速で正確な給付につなげます。

国では、昨年度、公募によるモデル事業を実施し、姫路市や福知山市など、20自治体が参画しました。今年度の公募は8月末で終了し、現在、国による選定が行われているところです。来年度の全国展開に向け、本格的に始める自治体を支援するため、国ではシステム改修費や決済事業者に支払うサービス利用代等の一部を助成する経費として、12億8,000万円を概算要求しています。

ポイントの原資は補助の対象外で、自治体での確保が求められます。自治体マイナポイントは、マイナンバーカードの普及促進を後押しする施策として効果的と考えますが、本市では、今のところ導入する予定はありません。

3点目についてです。マイナンバーカードの利用には、暗証番号による認証が必

要となっており、暗証番号を一定回数間違えることでカードがロックされるほか、不正に情報を読み出そうとすると、ＩＣチップが壊れるようになっているため、他人が悪用することは困難です。

また、マイナンバーカードのＩＣチップの中には、税や年金、健診結果や薬剤情報などのプライバシー性が高い情報は入っておりません。

なお、マイナンバーカードの紛失・盗難等においては、24時間365日体制のコールセンターが設置されています。コールセンターに連絡すればカードの一時停止措置が取られ、カードの第三者による利用を防止します。

市としましては、今後、マイナンバーカードの安全性等について、広報紙・市ウェブサイトへの掲載等を通じて、市民の皆様にも周知してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式でお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で、1番目に、ICT化における子供の目を守る取組について、2番目に、障害者支援について、3番目に、マンホールトイレについて、のこの3点を一問一答方式でお伺いいたします。

1番目のICT化における子供の目を守る取組についてです。

当初は、2023年度までに整備予定であった1人1台端末が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、全国の学校が臨時休校を余儀なくされたことを受け、状況が大きく変化いたしました。

2020年4月に緊急経済対策が成立し、1人1台端末を整備する予算が2020年度分に前倒しされ、本市でも1人1台端末の環境が実現いたしました。災害や感染症の発生等による臨時休業等の緊急時において、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境が実現いたしました。

コロナウイルス感染症の拡大によって、2020年3月2日から、およそ80日間にわたって、休校に加え、そして児童生徒の外出自粛が生じました。国立成育医療研究センターのアンケート調査によりますと、外出自粛期間中、未就学児から高校生に至るまで、外出時間について減った、が8割前後を占め、また、小中学生で7割以

上、高校生の66%で、スクリーンタイムが増えたと報告されています。

長期休校の眼科的問題点は、屋外活動の減少、デジタル端末の長時間使用と、それに伴う近見作業、近くを見て行う作業の増加です。屋外活動の減少は近視の進行に関連していることが判明しており、新型コロナウイルス感染症の大流行期間中、及びそれを超えて、近視の進行は悪化する可能性があるとの論評が発表されています。

文部科学省は、本年6月23日、令和3年度に行った児童生徒の近視実態調査の結果を発表しています。裸眼視力1.0未満の割合は、小学生が32.9%、中学生が54.7%でした。子供の視力低下は、以前よりその傾向が見られるものの、学校のICT化により一層悪くなることのないよう、最新の医学的知見に基づいた対応が極めて重要だと考えている。新たな知見が得られれば、速やかに学校関係者にお伝えしたいとの見解を示されています。

学校現場では、1人1台端末の学びがスタートしています。デジタル教科書についても、紙の教科書よさや役割を踏まえつつ、普及促進を図っていくと聞いております。

人生100年時代を不便なく快適に生きるためには、目の長寿命化も大事になってきます。

そこでお伺いいたします。1点目、裸眼視力が1.0未満の児童生徒の割合についてお聞きします。

この30年ほどで、パソコン・ゲーム機が普及し、スマートフォンやタブレットが急速に暮らしに浸透しました。総務省の発表によると、各世帯での携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末保有率は9割に達するなど、かつてないほど近くを見る生活になっています。

しかし、目の進化は時代の変化に追いついていないと言われています。現在、文部科学省のホームページに、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されております。児童用、生徒用、それぞれに「タブレットを使うときの5つの約束」、こういうのがあるんですけども、児童用としましては、「タブレットを使うときの5つの約束」、タブレットを使うときは姿勢をよくしよう、目から30センチ以上離して見よう、30分に1回はタブレットから目を離そう、目を離して20秒以上遠くを見よう、とか具体的に、こういう5つの約束を児童用、そして生徒用というふうに出されております。

また、保護者用向けに、ご家庭で気をつけていただきたいことということで、



「－ 1 人 1 台端末の時代となりました－ご家庭で気をつけていただきたいこと①」、また②というふうに保護者用にも出されております。

このような情報の活用と併せて、児童生徒の日常生活においても、睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無など、心身の状態についての状況把握を行い、児童生徒と保護者が各家庭でしっかり健康管理できるよう取り組むことが大切と考えます。

2 点目として、今後、ますます I C T 化が加速する中で、本市として、児童生徒の目を守る取組についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の 1 番目、I C T 化における子供の目を守る取組についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず 1 点目、裸眼視力 1.0 未満の児童生徒の割合についてですが、令和 4 年度の検診結果では、小学生が 36.1%、中学生が 55.0%です。1 人 1 台端末が導入される前の令和元年度検診結果と比較いたしますと、小学生で 2.9%、中学生で 2.8%増加しております。目に悪いと言え、テレビやパソコン及びスマートフォンなどの使用のせいではないかと思いがちですが、視力の悪化は年々徐々に増え続けているので、生活全般の変化が影響しているものと思われま。ある小学校では、昨年度と比較し、裸眼視力 1.0 未満の子供の数が、小学 1 年生で最も増加していたという結果が出ています。

次に 2 点目、児童生徒の目を守る取組についてですが、1 人 1 台端末導入後の令和 3 年 4 月に全児童生徒と保護者宛てに、先ほど議員がお示しになられた文部科学省作成リーフレット、「タブレットを使うときの 5 つの約束」と、「ご家庭で気をつけていただきたいこと」を配布し、注意喚起を行っております。1 人 1 台端末の家庭への持ち帰りも進んできたことから、本年 9 月中に再度リーフレットの配布を行い、啓発を行う予定でございます。

また、毎年、目の愛護デーのある 10 月には、各学校で養護教諭が中心となり、目の健康に関する保健指導や保健だよりの配布、校内への目に関する啓発ポスターの掲示などを行っております。

○福山議長 再質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の 1 番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目に、障害者支援についてお伺いたします。

東日本大震災において、石巻市では3,052人の住民が亡くなっていますが、そのうち障害者手帳を持っておられた方は397人でした。障害のある人の死亡率は、全住民の死亡率の2.6倍に上っています。災害時、障害のある方は、その場の状況を把握するのに時間がかかったり、逃げ遅れたりと、災害弱者になる可能性が高いのです。

そこで1点目として、災害時の逃げ遅れをなくす対策についてお伺いたします。

次に、障害者が日常生活や災害時に必要な情報を得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を目指す新法、議員立法が本年5月19日に成立し、25日に施行されました。手話や字幕、点字の提供など、情報分野でのバリアフリー化を促進する重要な法律です。

そこで2点目として、選挙における具体的な障害者支援について、視覚に障害のある方、聴覚に障害のある方、腕や足に障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方への配慮はどうかをお聞きします。

次に、紙の障害者手帳に代わるデジタル障害者手帳の活用についてです。

ミライロIDは、スマホに障害者手帳の情報を登録しておくもので、紙の手帳を持ち歩かなくてもよいのが最大の利点です。紙の手帳は、誤って服のポケットに入れたまま洗濯をしてしまったり、紛失してしまったり、持って出のを忘れていたりすることがあると聞きますが、スマートフォンを忘れることは少ないのではないのでしょうか。

雑誌「経済界」、2022年8月号の中で、ミライロIDの開発者は、ご自身が障害者で、学生時代に友達や恋人と電車で移動しているとき、障害者割引を使えるのに、障害者手帳を出したくなかった、自分だけが障害者だと顕在化させるのが嫌だった、自分の名前が書かれた障害者手帳を持ち歩きたくなかったと述べています。

2022年4月末時点で、ミライロIDの導入業者数は3,524社に達しています。障害者手帳は自治体によって様式が異なるため、業者が確認するのに不便を感じるなどの声も上がっています。ミライロIDに情報を入力することにより、様式が統一化され、そうすると確認がしやすくなります。今後も導入業者は増えていくと思われます。

そこで、紙の障害者手帳に代わるデジタル障害者手帳の活用について、市の考え

をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の２番目、障害者支援についての１点目と３点目についてお答えいたします。

まず、ご質問の１点目、災害時の逃げ遅れをなくす対策は、につきましては、本市では、災害対策基本法に基づき、災害時、自力で避難することが困難な、特に支援を要する避難行動要支援者の把握と災害発生時の避難支援実施の基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しております。名簿に掲載する対象者は、在宅で生活している要介護３から５や、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａなどの高齢者や重度障害者等となり、８月末現在の対象者数は１,７２５名です。

さらに、これらの名簿対象者のうち、平常時から消防機関や警察などの避難支援関係者に対し、名簿情報を提供することに同意した方で、計画作成を希望されている方に対し、個別避難計画の作成を進めております。個別避難計画は、令和３年度から市町村の努力義務となっておりますが、その進捗状況は、８月末現在、名簿情報提供に同意した方３７５人のうち１１１人に作成しております。

現在、同計画作成に当たっては、要支援者の日頃の様子を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員、民生委員・児童委員に同席していただくなど、関係機関と連携しながら進めております。

また、浸水想定区域の大字から進めているところであり、残りの方々についても、できるだけ早期に作成できるよう計画的に進めてまいります。

次に、３点目の紙の障害者手帳に代わるデジタル障害者手帳の活用は、につきましては、紙の障害者手帳に代わるものとして、議員のご質問にもありました、ミライロＩＤという障害者手帳アプリがあります。このアプリは、交通機関を利用するときや、レジャー施設入園時などに外出先で割引きを受けるために提示していただいていた障害者手帳をスマートフォンで提示することができるアプリです。

利用方法は、障害者手帳等をお持ちの方がアプリをスマートフォンにダウンロードしていただき、ご自身の手帳情報を登録することで利用でき、利用料は無料となっております。ミライロＩＤは、現在、主な鉄道、バス会社、レジャー施設等で利用可能となっており、紀の川コミュニティバスや大阪方面バスでも利用可能となっております。

同アプリにつきましては、本市では入場無料の施設が多いこと、巡回バスもあい

あいカードの提示のみで済むことから、現在のところ導入してございませんが、便利なアプリであるため、今後、窓口等で周知してまいります。

○福山議長 行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 奥田議員、2番目のご質問、障害者支援についての2点目、選挙における視覚障害、聴覚障害、腕や足などに障害、知的障害、精神障害のある方への配慮は、についてお答えをいたします。

障害のある方のための投票や投票所における取組についてであります。まず、身体障害者手帳で、両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級の障害等に該当し、投票所に行けない方は、郵便等により自宅などで投票することができる郵便等による不在者投票という制度があります。この制度を利用できる方は、あらかじめ選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となります。選挙が執行されるときに、投票用紙を請求し、選挙管理委員会から送付されてきた投票用紙に自宅などで記載して、郵便等により選挙管理委員会に返送するというものであります。

次に、投票所での対応といたしましては、入り口の段差解消のためのスロープの設置、車椅子や車椅子用の記載台、老眼鏡、拡大鏡、文鎮、点字器などをご用意しています。また、選挙人を常時介護している方は、選挙人と同伴して投票所に入場することは可能ですが、その場合、付添いやご家族の方が代筆することはできません。心身の故障、その他の事由により自ら投票用紙に記載できない方は、投票所の係員にお申出いただければ、投票所の係員が選挙人の投票を代筆する代理投票という制度や、目の不自由な方には点字投票という制度があります。また、筆談での対応についても、係員にお申出いただければと思います。

知的障害や精神障害のある方にとっては、慣れない場所に行くこと自体が大変であったり、人が多い場所に不安を感じる方もいらっしゃいます。このような場合、投票所の係員に申し出ていただくか、事前に電話でご相談いただくことで、障害の特性に合わせて投票所内の環境を整えることも可能でございます。この場合、できれば選挙管理委員会の職員が常駐する期日前投票所をご利用いただきますと、より柔軟に対応できると考えます。

選挙管理委員会では、障害のある方が投票所で円滑に気持ちよく投票ができるよう、選挙執行の都度、事前の事務従事者説明会において、特段の配慮をするよう説明しているところでございます。

今後も障害のある方だけでなく、高齢者や初めて投票する方などにも気持ちよく

投票していただけるよう、投票環境の向上に努め、投票率の向上に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 災害時の逃げ遅れをなくす対策としまして、避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿を作成しているということですが、避難行動要支援者名簿に掲載している対象者は、8月末現在で1,725人で、うち名簿情報提供に同意している方が375人というのは少ないように感じるのですが、市の見解をお伺いいたします。

2点目として、東京都心身障害者福祉センターでは、障害のある人が災害に備え、適切な行動を取ることで、自身の命を守り、必要な支援を受けられるよう、防災マニュアル「障害者当事者の方へ」というのを作成しております。このマニュアルは、目が不自由な人、耳が不自由な人、知的障害がある人、高次脳機能障害がある人向けの4つに分かれています。どんな障害があるかで備えるものや、すべき行動は異なります。本市でも、障害のある方に向けた防災マニュアルを作成する考えについてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問についてお答えいたします。

まず1点目の避難行動要支援者名簿に掲載している名簿に、名簿情報に同意している方がちょっと少ないと感じる。このことについて市の見解はということですが、市といたしましては、対象者に避難行動要支援者支援制度についてご理解いただけるよう、制度周知に取り組むことが重要であると考えております。

現在、広報等による周知をはじめ、民生委員・児童委員の会議や区・自治会長会議において、制度周知のチラシをお渡ししたり、那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、障害福祉サービス事業所にチラシを配布するなど、制度対象者にご案内いただけるよう取り組んでいるところであり、今後もあらゆる機会を活用し、制度の周知を図ってまいります。

なお、災害時の避難支援は、高齢者、障害者だけでなく、地域住民全体に関わることであり、まずは地域全体の初動体制の確立が必要であると考えますので、総務課危機管理室が進める全体計画の下、連携しながら避難行動要支援者支援制度を推進してまいります。

次に、2点目の障害者に向けた防災マニュアルを作成する考えはということにつきましては、議員ご指摘のとおり、障害によって備えるべきものやすべき行動が違ってくことは認識しております。本市における障害者用防災マニュアルの作成につきましては、議員ご質問にあった、東京都心身障害者福祉センター防災マニュアルや県の災害時要援護者避難支援ハンドブックなどを参考に、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の質問をさせていただきます。

マンホールトイレについて。

災害時に快適なトイレが確保できるかどうかは、命に関わる問題です。トイレに行きたくないから食事や水分の摂取を減らすと、体調の悪化につながります。

災害時において、マンホールトイレは、上に便座や囲いを設置するだけですぐに使えて、段差がないので高齢者や障害者の方にも使いやすく、くみ取りが不要とのことで、大変役に立つと聞いています。2011年に起こった東日本大震災や2016年の熊本地震でも活躍したと報じられております。

そこでお伺いたします。1点目、本市でもマンホールトイレを設置されましたが、設置場所と数をお聞きします。

2点目、使用に当たっての課題は何かをお伺いします。

3点目、今後増設の予定についてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 奥田議員ご質問の3番目、マンホールトイレについての1点目、設置場所と数は、につきましては、市では地域防災計画で中長期間避難所となっている避難施設12か所及び堀口の防災公園、東公園の合計14か所に災害用マンホールトイレを設置する計画です。令和3年度末では12か所の設置が完了し、設置場所は、岩出市総合保健福祉センター、岩出市立体育館、岩出市民総合体育館、山崎小学校、山崎北小学校、根来小学校、上岩出小学校、中央小学校、岩出中学校、岩出第二中

学校、那賀高等学校及び堀口の防災公園でございます。

残る2か所のうち、岩出小学校につきましては、現在、下水道の整備中であり、第6期事業計画区域となりますので、令和9年度までに整備する計画としております。また、東公園につきましては、令和4年度中に整備する計画としております。

続いて、2点目、使用に当たっての課題は、につきましては、災害時に安心して使用できるトイレの確保は、避難生活において大変重要と考えており、中でも安心・安全面、要配慮者への配慮、衛生面について、どう配慮していくかが課題と考えております。

市が整備を行っておりますマンホールトイレは、停電や断水等で既設トイレが使用できない場合、避難所となる公共施設等に設置するもので、便座やテントを組み立てて使用します。また、大型のテントも整備しておりますので、車椅子を使用されている方や介助が必要な方もご利用いただけるよう整備を進めております。

災害時、いざというときに円滑に使用できるようにするためには、日頃から取扱いについて習熟しておくことが重要となっております。マンホールトイレの備品を保管する倉庫には、誰でも設営ができるよう、マニュアルを備えつけているほか、地域防災訓練など、機会あるごとに設置訓練を取り入れ、災害時の安心・安全の確保につなげております。

また、マンホールトイレは様々な人が使用することから、防犯面からも安心・快適に使用できるようにするため、プライベートな空間に配慮した遮光性のあるテント、手すり付きの便座を整備しております。マンホールトイレの性質上、し尿を直接下水道管へ流すことが可能であることから、衛生面において極めて有効であると考えております。

しかし、トイレが不衛生でありますと、不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらうことによって、健康被害を引き起こすおそれもございます。このことから継続的な清掃等により、衛生管理を十分に行う必要があり、避難所マニュアルにおいてもトイレの衛生管理については、トイレの清掃手順などを定めるほか、清掃及び消毒を行うための必要な備品の充実に努めているところです。今後も快適なトイレ環境の確保に向け、様々なニーズの把握、備品の整備に努めてまいります。

続いて3点目、今後の増設予定はにつきましては、災害時のトイレの確保の基本的な考え方やマンホールトイレの必要数の算定等について、国土交通省が策定した「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」に基づき整備を進めております。

また、市では、地域防災計画の中長期間避難所となっている避難施設に、災害用マンホールトイレを設置する計画を進めております。このため、これらの計画等に変更があった場合は、設置箇所の見直しを行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 マンホールトイレは、出番がない、使わずに済むということが一番いいわけではありますが、災害はいつどんな規模で起こってくるか分かりません。そこで、災害によって下水道が、例えば破損した場合、マンホールトイレは使用できるのかをお聞きします。

次に、昨年、六十谷の水管橋の崩落によって大規模断水が起こり、自宅のトイレが使用できなくなった住民の方々が、マンホールトイレを利用しました。初めてマンホールトイレを実運用した結果、様々な課題が見つかったということです。

そこで、和歌山市では、今後に向けた課題と対策について検討され、それが令和4年度、国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」防災・減債部門を受賞されたと伺いました。本市でも必要となったときに、より快適にマンホールトイレが使用できるように、この課題と対策を参考にして、今後に生かされてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず下水道管が破裂した場合、使えるのかということですが、マンホールトイレの課題といたしまして、災害により下水道管が破損した場合など、マンホールトイレが使用できなくなる場合が想定されます。市では、この場合を想定し、マンホールトイレの整備と併せて、凝固剤を用いた簡易トイレの整備も行っております。便座やテントを組み立てて使用するのはマンホールトイレと同じでございますが、下水道管へ流すことができないため、便座に袋をかぶせて凝固剤で固めるといった方法ではありますが、使用後は燃えるごみとして処理可能であり、トイレ1回ごと、使い切りなので、衛生面においても有効であると考えております。

続きまして、和歌山市の例ですが、和歌山市におきましては、今回のマンホールトイレの設置は災害によるものではなく、断水による副次的な影響の対応としてマンホールトイレを初めて実用したとのことでありますが、実用によって得た課題といたしましては、排水のための水が不足した、便座の除菌や清掃用具が不足した、



夜間のテント内の照明、誘導等がなかったなど、トイレ設備の不備、不足が主要な課題であったと認識してございます。

本市といたしましても、マンホールトイレの実用によって得られた教訓を学び、本市のトイレ環境の整備に生かしていきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田哲也議員は、体調不良のため、本日午後の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭第一声としまして申し上げさせていただきたいことがあります。

現在も長期間にわたって新型コロナウイルス感染症医療対策に携わる全ての皆さんに、心から感謝と敬意と表せていただきたいと思います。

また、先週末に発生した赤垣内地区内の送水管と排水管、溝川地区の送水管の漏水により、広範囲にわたり水道水に濁りが発生したことで、市民の皆様方に、9日金曜から12日日曜までの間、多大なるご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、また今後、市からの取りまとめた詳細について吟味し、調査の在り方、発生時の市の対応、防止対策、改善に積極的に努めていただきたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、職員の飲酒運転問題について、そして市道の維持管理について、この2つの点で一問一答方式にて、通告に従い、一般質問を行います。

この2点は、市民の皆様からどうなっているの、何とかしてくださいといった疑問、要望で掲げさせていただいたことでもあります。市長が、7月に報告した令和4年度市政懇談会開催での挨拶文に、「市民皆様と『対話と協調』のもと、バランス

のとれたまちの実現を目指して」とあり、市政懇談会開催の主旨・目的は、市政運営の基本的方針のひとつ、対話と協調の一環として、住民参加のまちづくりを進めることにあります。また、地域が抱える諸問題、行政に対する意見・要望をお寄せいただきたいともあります。

なぜ一般質問で問うのかと申しますと、この二、三年、コロナ禍で市民の皆様と対話することも難しい市政懇談会の在り方で、市民の声は届いているのかという意見を耳にすることが多く、不安と発信力に対して疑問を問いかけられたからであります。このことから、この2つの点で、疑問、要望を市民の皆様にも明確に説明責任を果たしていただき、意見・要望についてご答弁いただきたいと思っております。

まず初めに、職員の飲酒運転問題について、2点お伺いします。

令和4年9月議会冒頭、市長から「令和4年7月13日午前7時18分頃、県道小豆島岩出線の西野付近において、前日の飲酒による酒気帯び運転及び交通事故で、当市の職員が現行犯逮捕されました。酒気帯び運転については不起訴処分、交通事故については、運転をしていた相手の方にけがをさせたとして略式起訴となりました。

被害者の方、市民の皆様、議員の皆様にも心からお詫び申し上げます。このような事故を起こしたことに對し、私をはじめ全職員が厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう綱紀の肅正に努め、職員一丸となって、皆様からの信頼回復を全力で取り組んでまいります。」と報告がありました。

飲酒運転問題は、社会問題として、飲酒運転の禁止、法令遵守を守らなければ、飲酒事故による加害者になり、また関係のない方が被害者にもなるといった、誰にとっても悲しい事故になってしまう行為であり、今日、様々な注意喚起を促し、飲酒運転の根絶に向けた取組を行っていますが、なくならない問題であります。

今日、職員が起こした問題として、公務員だという観点から、平成18年8月に福岡で幼児3人が死亡する重大事故が発生するなど、大きな社会問題を思い返されます。その後、各方面の取組や平成19年の飲酒運転厳罰化、平成21年の行政処分強化、平成26年の自動車運転死傷処罰法などにより、飲酒運転による交通事故は年々減少しているものの、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。

また、今日でも自治体の職員が飲酒問題で、議会による追及があるのも事実であります。飲酒運転の根絶を訴え、模範となるべき立場の職員が、市民全体の奉仕者であることを自覚し、交通法規を守り、公務員倫理を意識し、行動していただきたいと思っておりますし、しなければならぬと考えます。

そこで質問ですが、1点目としまして、今回の件で、本市の見解と今日までの対

策をお答えください。

2点目としまして、本市が今回の問題を教訓に、今後の課題と対策をお答えください。

この2点についてお答えください。

○福山議長 尾和議員、一言申します。質問の届出以外の発言は、今後控えてくださいますように。議題に直接必要のあるもの、または直ちに処理する必要があるものでなければならぬとなっておりますので。

それでは、ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の職員の飲酒運転問題のご質問に答弁をいたします。

今回、全体の奉仕者として法を守り、市民の模範となるべき職員が不祥事を起こしたことに対して、市政運営の責任者としての責任を強く感じております。

改めて、被害者の方、市民の皆さん、議員の皆さん方におわびを申し上げます。

組織として、職員が不祥事を起こさせない環境及び体制づくりを構築することが課題であると考え、管理監督の立場にある職員を中心に、不祥事を起こさない環境づくり、体制づくりに努めてまいります。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁させます。

○福山議長 総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の職員の飲酒運転問題についての1点目、2点目のご質問に一括してお答えいたします。

今回、酒気帯びの状態で人身事故を起こしたことについて、改めて被害者の方、市民の皆様、議員の皆様におわび申し上げます。

市としましては、公務員としての信用を著しく失墜させるものであることから、岩出市職員の懲戒処分等に関する基準に基づき、職員を停職6か月の懲戒処分としております。

これまでも事あるごとに、職員に対し綱紀粛正の文書を発出するとともに、毎年、不祥事防止チェックシート、またコンプライアンス研修を実施してはりましたが、今回の事故を受け、改めて不祥事防止対策及び飲酒運転防止の研修を実施したいと考えております。

また、公用車に乗る際は、9月1日からアルコールチェッカーを導入し、アルコール成分が残っていないかの確認を行い、飲酒運転防止の徹底を図っております。

今後の課題としましては、今回の事故を他人ごとではなく、自分にも起こり得る

ことであるという意識を持つことが重要であると考えており、引き続き公務員倫理を高めていくことが、不祥事の再発防止につながっていくので、これまで以上に、管理職が中心となり、職員一丸となって市民の信頼回復に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行わさせていただきたいと思います。

答弁の中で、市長が、組織として職員が不祥事を起こさない環境及び体制づくりを構築することが課題であると考え、管理監督の立場にある職員を中心に、不祥事を起こさない環境づくり、体制づくりを構築してまいりますと答弁されましたが、他の自治体も同様に、対策を講じています。この構築を実行できれば、このようなことが二度と起こらないとお考えなのでしょうか。

それでは、今回の状況報告から再質問させていただきます。

まず最初に、私が思ったことは、本市の飲酒後の時間による規約はどうなっているのかという疑問でした。私自身、この事故報告を認識した際、前日の飲酒による酒気帯び運転ということで、何時まで飲んでいたのでかなと思ったからであります。

飲酒後6時間ぐらいを置かなければお酒が抜けないような曖昧な情報がある中で、何が正確な情報かと認識するため、ネット情報、岩出警察署、岩出市内の医師に聞き取り調査をし、話を聞かせていただきました。これはより具体的な対策を模索するための行動であります。

最初に、ネット情報を収集しましたが、あまりにも情報量が多く、何が正解で、何が間違いなのか分からず、岩出署に直接伺いに行かせていただき、お忙しい中、丁寧な対応をしていただき、話を聞かせていただきました。

その中で結論から言うと、何時間空ければ大丈夫という概念はなく、時間による規制はないというよりも、できないというのが正しいとのこと。医師も同様な話をさせていただきました。人には体重、体内分泌の違い、長年の蓄積、肝臓が悪いほうなど、個人差が違い過ぎるとのこと。これまで国は飲酒運転を絶対にしない、させないというスローガンで、強い意思を持ち出し、飲酒運転を根絶しようという厳しい行政処分と罰則の強化に努めて、飲酒運転を抑制し、最終的には自己判断に促してきたように思われます。

しかし、警察官からお伺いしたんですが、国も、昨年6月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことで、業務仕様の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化することを目的とし、自治体にもアルコール検

知器、アルコールチェッカーの導入が始まるという話も伺いました。

私自身何が言いたいかと申しますと、今回のケースだけでお話しすると、前日の飲酒が個人差によって、朝の通勤時に検問、職務質問、事故で検知される場合があるということです。アルコール検知器がなく自己管理で判断したとき、自分は大丈夫と判断しても、同じケースが起こり得るということです。

多くの人は、自己管理、自己判断で、車、バイクで通勤しています。前日のアルコール成分が残っているという判断をした場合、大抵の方は身内に送っていただくか、公共手段を使い通勤すると思います。それでも通勤手段がない場合、職員同士で通勤できる体制を構築するのも1つの考えだと思います。全ての職員の通勤ルールを作成し、同乗できるルートを確保しておけば、より具体的な対策の1つになるのではないかと考えます。

また、通勤の車内の中で日頃の情報共有ができ、本市にとって風通しのよい環境になるのも事実であります。

そこで質問です。今後、二度とこのような事故を起こさないために、より具体的な対策を検討する考えはあるのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、提案いただいたのが、職員同士の乗り合わせということで、そういうものをつくっておいたら、また通勤途中で情報共有もできるのではないかとということでございます。まず、この件について、職員間のつながりやコミュニケーションについては非常に大切であると認識しており、風通しのよい職場づくりを目指し、より職員間でコミュニケーションが取れる環境づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

ただ、今現在、コロナ禍であることから、職員同士の乗り合わせ、こういうのはできるだけ避けるようにということでございます。また今後ですけれども、まずは意識づけ、飲酒をしない、まず自分の体調管理、それから飲酒、これは深酒をしない、朝に残るような飲み方をしない、この意識づけが非常に大切だと考えております。ですから、自己判断ということですが、甘い自己判断はしないように、常日頃、体調管理と酒の飲み過ぎ、これはしないようにという意識づけをしていきたいと考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に市道の維持管理について、3点お伺いいたします。

先日、根来寺に散歩されている市民の方から、市道に雑草と葛が繁殖して歩道が歩けないので何とかしてくださいという要望がありました。また、岩出市の顔である根来寺に向かう道路脇にも葛が多く、みっともないなど、市の管理とパトロール体制などについて意見をいただきました。

市民の方々が快適に日常生活を送る中で重要な役割を担っている市道は、市民生活に直結するとともに、防災の役割も担っております。市道の維持管理には、道路法等に基づき、設置する道路照明灯、街路樹、カーブミラー、道路標識の白線の路面表示などあり、道路交通法等に基づいた信号機、規制標識、横断歩道や黄色の路面表示などあります。

そのほかにも占用物といたしまして、上下水道管、ガス管、電柱、電線や防犯灯などがあります。これらの多岐にわたることを維持管理する体制は、今の現状で十分かは疑問に思うところでありますが、その他にも点検、補修や側溝の掃除など、市民生活に影響を与えないように、維持管理を徹底していただきたいと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

1点目として、市道に関する現状の維持管理体制は。

2点目は、凹凸の補修と葛対策について、お答えください。

3つ目は、2022年9月1日の毎日新聞から、和歌山県の電気過払い問題についてお伺いします。

内容としまして、県は31日、道路照明灯や電気料金約1,600万円を関西電力に過払いしていた可能性があると発表し、国や市町に道路を移管したにもかかわらず、契約変更手続をせず、支払い続けたとあります。このことから、3点目として、本市の歩道照明灯及び防犯灯の総基数と電気料金をまずお答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の2番目、市道の維持管理についての1点目、現状の維持管理体制は、についてお答えいたします。

市では事業部と上下水道局が連携し、市内を8エリアに分割して、毎月第2週及び第4週において、2人1組で、路面の状態等の目視、降車による確認点検を行っており、点検の際、異常を発見した場合は、簡易舗装材による緊急措置やカラーコーン等の設置による安全対策を行い、その後、速やかに専門業者による補修を実施しています。

次に2点目、凹凸の補修と葛対策は、についてお答えいたします。

道路の凹凸は、発見時に職員が簡易舗装材による修繕をその場で行い、経過観察の後、損傷が進行しているようであれば、舗装業者による打ち換え等を実施しています。また、並行して、舗装長寿命化事業として、幹線道路等主要な道路の路面性状調査を行い、計画的に舗装の修繕を行っているところです。

次に、市道の草刈りにつきましては、毎年6月、9月の年2回を基本に実施しています。その上で道路パトロールや要望により通行の安全性や視認性が著しく阻害されるなど、道路管理上、問題がある場合は、随時対応しています。

次に3点目、道路照明灯及び防犯灯の総基数は、電気料金は、についてお答えいたします。

土木課で管理しています道路照明灯の総基数は、令和4年3月末現在で531基であり、うちLED灯は185基です。また、令和3年度の電気料金は561万1,986円となります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の2番目の3点目の防犯灯の総基数は、電気料金は、についてお答えいたします。

本市が管理する防犯灯の総基数は、令和4年3月末現在で889基であり、うちLED防犯灯は335基、令和3年度の電気料金は257万1,342円となっております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問に関して、情報開示の観点から、3点のみをお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、このことで本市の過払いはないのか。

2点目としまして、LEDの料金を変更されているか、どうやって確認するのか。

3点目としまして、県から移管を受けた照明はあるのか。

この3点についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えします。

過払いの件なんですけども、道路照明灯の管理は、台帳と電気料金請求内訳書を照合した上で電気料金を払っているため、過払いや未払いの錯誤はございません。

次に、LED灯の料金に変更されているか、どうやって確認するのかということなんですけども、市道相谷中島線等、幹線道路では、複数本の照明器具を配電盤で一括管理して、使用電気量により金額が変動する従量制の契約のため、器具変更等による確認は必要ございません。

その他の路線の照明器具は、1本ごとの個別の契約となっていますので、電気料金請求内訳書で、台帳と突合の上、金額を確認してございます。

次に、県からの移管を受けた照明の件なんですけども、県道泉佐野岩出線の旧道である市道根来川尻線の移管時に、3基の道路照明灯の移管を受けてございます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問で、過払い金はないのかということにつきましては、本市では、市内全域の防犯灯について、現地を実際に確認するとともに、関西電力へ契約者照会を行い、防犯灯台帳を作成しております。

また、毎月の電気料金の支払いについては、電気料金請求内訳書と防犯灯台帳を照合した上で電気料金を支払っており、本市においては過払いや未払い等の錯誤はございません。引き続き防犯灯の適切な管理に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告6番目、13番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 13番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関連団体についてであります。

長年、社会問題となっていた旧統一教会問題は、安倍元首相銃撃事件で改めてその深刻さが明らかとなりました。この旧統一協会は、信者からの多額の寄附による家庭崩壊、靈感商法や合同結婚式などによる被害を引き起こし、社会的批判を受け



てきた反社会的団体、カルト集団です。旧統一教会の違法性、カルト性を象徴する集団結婚については、2001年8月に集団結婚強要は違法と東京地裁で統一教会に賠償命令が出されています。

安倍元首相の銃撃事件が起きた7月、全国統一教会被害者家族の会に寄せられた相談件数も、前月に比べて12倍近い94件もの相談が寄せられたようです。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、1987年から2021年に全国の消費者センターへの相談と合わせ、計3万4,537件の被害相談があり、被害額は約1,237億円に、旧統一教会がコンプライアンス宣言後の2010年以降でも相談件数が2,875件、被害額は約138億円としています。

連日、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）及びその関連団体、こうした団体との政治家や行政との関係、またその被害の実態が報道され、閣僚はじめ多くの国会議員との関係も次々と明らかになる中、今後は関係を絶つとの発言すら政府がしています。

また、全国地方でも、旧統一教会と関連団体との政治家及び行政との関係実態が明らかになっています。日本宗教学会元会長の島菌さんは、旧統一教会は宗教法人本体ではなく、様々なフロント団体をつくり、勢力拡大をしてきた団体ですと断じて言います。

SDGs、地域清掃、ボランティア、霊感商法などで関係をつくりながら、信徒へとつなげていく。政治家や行政が様々な形で関与し、それらの団体の広告塔となり、実質的に団体へのお墨つきを与えていることとなります。そして、その寄附金の原資は、何らかの被害を受けた方から出されたのかもしれない。

政治家や自治体の旧統一協会との関わり、県内でも旧統一教会関連団体の開催する行事などに関わっていた等の報道もあり、私のところにも市民の方々から心配の声が寄せられています。関心が高い問題であると考えます。

まずそこで、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）と市長の認識、また関わりの有無についてお聞きをいたします。

2つ目は、事前に世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体の霊感商法対策弁護士連絡会が出している関係団体リストをお渡ししていると思いますが、関わり、市との関わりですね、それについて、また教育部門に関する関わりについてもお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の1番目の1点目についてお答えをいたします。

世界平和統一家庭連合につきましては、安倍元首相が凶弾に倒れた事件で、過去の旧統一教会のいろいろな話題がマスコミなどで報じられるようになってきており、そこで認識をしたところでもあります。

市長として、政治活動の中では数多くの方と交流させていただいております。

お一人お一人の信条、宗教関係など、調べるのは困難ではありますが、従来からの交流者には関係者がいないものと認識をしております。

今後とも市民の皆さんに誤解を与えないよう、改めて慎重に判断していかねばならないと考えております。

その他のご質問につきましては、市長公室長のほうから答えさせていただきます。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の1番目の2点目についてお答えいたします。

世界平和統一家庭連合及び関連団体との関わりについて考えられるのは、市の後援名義使用許可申請が考えられます。

本市の後援名義使用許可につきましては、岩出市後援名義等の使用に関する取扱要綱に基づき、事業計画書、収支予算資料等の提出により、過去の実績及び政治的中立性と宗教的中立性が保たれているのか、また営利目的がなく広く市民を対象として行うなど、公共性に適しているのかを審査し、それを条件に後援名義の使用を許可しております。

この後援名義許可関係書の文書保存規定が3年間となっております。統一協会関連団体につきましては、たくさんの事業者がありますので、分かる範囲で調査した結果、過去3年間、後援名義の申請は提出されていないため、使用許可は出しておりません。

今後とも後援名義の使用許可につきましては、許可基準に基づき、企画内容等を確認しながら、個別に判断を行い、市民の皆様にも誤解を招くことがないように、しっかり見極めながら慎重に対処してまいりたいと考えております。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 市来議員ご質問2点目の教育関係の関連団体との関わりについてのご質問にお答えいたします。

日本各地の自治体で、旧統一教会の関連団体が主催するイベントに対する後援とか祝電などの送付、公共施設でのイベントの開催、ボランティア団体の登録、小学校での講座等々、様々な形で関わった事例があるようですが、関わった自治体では、

申請の段階において、申請内容には問題はなく、関連団体かどうかは把握できないというのが実態であり、確認できた段階で取りやめる方向で対応していると聞いております。

本市におきましても、市のイベント等に関連していないか、教育部門で調査を進めているところでございますが、今のところ、関連団体が関わっているような形跡はございません。

教育委員会としましては、市民の皆様方の旧統一教会に対する不安が高まっている中、今後、この団体が和歌山県内や那賀地域においてどのような活動を行っているのか、情報収集に努め、市民の皆様方の不安払拭に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、市長の認識と関わりの有無についてお聞きをいたしました。しかしながら、一人一人調べるのは難しい等々のことを言われ、関係してないものだというふうな形で言われておりますが、まず聞きたいのは、市長の後援会については、関係についてどうなのかという点をお聞きをしたいと思っております。

2つ目は、全国県内でも旧統一協会系団体の行事、ピースロードによるサイクリングイベントが開催され、自治体への表敬訪問や挨拶、またそれらの団体の企画の後援などを行う自治体の姿がネット上に公開されておりました。

地方自治体が参加、関与することは同会へのお墨つきを与え、被害を拡大させることにつながるおそれがありますが、この点について、岩出市にはピースロードとの関わり、関与はなかったのかどうかをお答えください。

3つ目は、これまでの市への後援名義の申請件数、先ほどは許可基準をお話してくださったんかな、教育委員会の後援名義の使用許可を与えた件数、また許可基準についてはあるのか、この点をお聞きしたいと思っております。

4つ目は、統一教会関連団体は、かなりの数がございます。関連団体の催物の後援や公共施設の利用などへの対応に、今後どうしていくのか。教団との関係がほとんど知られていない団体もあり、各自治体も後援申請時などに把握するのは困難、今後どうすればよいのかという、たくさんの困惑している声も聞こえてきます。

今後、庁舎内での連携、共有、また情報収集、これ一層必要となってくると思いますが、この点についてをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問、市長の後援会はどうかについてお答えをいたします。

旧統一協会をめぐっては、国政にとどまらず、地方政界との関係も各地で表面化している報道が度々されています。私の後援会では、選挙の手伝いやパーティ券の購入などは、現段階で確認されなかったとともに、私自身、知り得る限り、関わりがないと認識をしております。

今後とも社会的に問題のある団体につきましては、調査や把握などをしながら、公務、政務ともに関係を持たないようにしたいと考えております。

以上です。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、ピースロードの関与につきましてなんですが、ピースロードにつきましては、世界平和日韓友好を掲げる自転車イベントであり、平成25年から実施しており、今年も7月1日から8月31日までの日程で、実行委員会が主催して、全国各地で実施しておりますが、ピースロードの主催者については、最近、世界平和統一家庭連合との関連が疑われているとの報道があり、初めて知った状況であります。

そのため趣旨から考えますと、関連を知らずに後援をしていた自治体は多々あるかと思いますが、本市へのピースロードの後援名義の申請は提出されていないため、許可しておりません。

続きまして、後援名義の申請件数についてなんですが、過去3年間で申し上げますと、令和元年度45件、令和2年度11件、令和3年度18件、今年度は現在まで11件の申請となっております。

次に、今後ということなんですが、市が後援名義の使用許可する主な事業として、教育、福祉、産業、文化、芸術またはスポーツに関する事業、またはこれらに類する事業で、目的や内容が明確であり、広く市民を対象として行う公益性のあるものとしております。

また、市の政治的中立性、または宗教的中立性を損なうおそれがあるもの、また市として、営利、売名、その他私的な利益を目的としているものについては、使用許可は行わないものとしております。

つきましては、今後とも申請に基づき、企画内容を確認しながら、個別に判断をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、庁内連携についてなんですが、市の庁内連携につきましては、この後援を決定する前の内部決裁の過程において、関連部署への合議という形で情報提

供を行っているところであります。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

教育委員会が過去3年間、後援名義の使用許可を与えた件数、それから許可に対する基準ということですが、まず件数ですが、令和元年度で35件、令和2年度が17件、令和3年度が20件、計62件であります。

申請者は、学校、その他の教育機関、公共的団体や公益法人及びこれに準ずる団体でございます。

後援名義の使用許可の基準につきましては、その目的が明らかに、教育、学術、体育、文化の向上及び普及に寄与するもので、かつ教育委員会の決定した方針に反しないものであること、それから目的、開催日程及び申請者の住所が明確で、かつ申請事業の遂行能力があること、それから本市の行政運営に影響を及ぼさないものであること、その他教育委員会が、後援、協賛をすることを適当と認めたものであること、ということで、許可基準を定めております。

それから、関連団体の情報について共有、というご質問でございました。議員から名簿を頂きましたけども、どの団体が旧統一教会の関連団体か、これ確認する必要があります。現状において、インターネット上で一部公開されているものもございしますが、申請時に名前変えられた場合、これ確認できませんので、なかなか実態を把握するのは難しいものがあると思いますが、教育委員会としましては、先ほども答弁しましたように、和歌山県内であるとか、那賀地域でどういう活動をしているのか、そういうことについての情報収集をします。広く情報収集に取り組み、この把握した情報については、教育委員会だけでなく、庁内全体で共有するようになりたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目は、マイナンバーカードについてであります。

総務省がマイナンバーカードの普及に向け、交付事務を担う市区町村への圧力を強めています。住民がカードを取得した率が高い自治体には交付税の配分を増やす、

閣議決定したデジタル田園都市国家構想の基本方針に盛り込まれました。さらに、交付率が平均を下回るなどしている自治体を重点的フォローアップ対象団体に選出、7月は963団体を指定し、都道府県知事や副知事らを通じて、市区町村らに普及の促進の取組を求めています。全国順位を載せた自治体交付率一覧表の提供も5月分から開始しました。交付率が85.2%の1位の自治体から2割に満たない1,741位の自治体までの差をさらすような表となっております。

マイナンバーは、税、保険料などの徴収強化や給付抑制を狙って導入されたものです。マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、政府は今年度末までにほぼ全ての国民にカードを取得させる目標を掲げています。ただ、7月14日時点の交付枚数は5,766万6,371枚と、交付率は約45.5%にとどまっています。来年度から国が自治体に配る地方交付税の算定に差をつける方針が明らかとなる中、各自治体などから交付税等を定めるのは筋違いとの批判の声が上がっています。

そもそも地方交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体に代わって徴収し、人口や面積などに基づく算定と交付で財源の不均衡を調整するものです。格差是正や所得再分配を実行する貴重な財源の1つであり、憲法に定められた住民の生存権と基本的人権を保障するための財政です。

財源不足を補う生命線であり、「自治体が脅す。」と反発するのは当然ではないでしょうか。

今回の方針は、国と地方は対等という地方分権にも反することです。普及率が低い自治体への交付税が少なくなるならば、事実上のペナルティーと言えます。交付税と絡めるのは筋違いと言わざるを得ません。

カードの普及には、申請や交付などの事務作業を担う市町村の協力が不可欠です。交付税を人質に無理やり従わせるような手法は、岩出市としても納得いかないのではないのでしょうか。

そもそもなぜ普及が進まないのか、内閣府が18年の世論調査で取得しない理由、尋ねたところ、必要性が感じられないが58%、身分証明書はほかにもある42%、個人情報漏えいが心配、紛失や盗難が心配、半数以上あります。国民がカードの利点を実感できず、個人情報が漏れたり、悪用されたりするのではないかという不安も払拭されていないからではないのでしょうか。根本的な問題の解決こそが求められていること、これは政府は考えるべきです。

まず、カードの交付率を地方交付税の額に反映するといった国の方針について、市の見解をお聞きしたいと思います。

2つ目は、2021年10月20日からマイナンバー保険証の本格運用が開始されました。

2022年4月17日時点で、利用登録した人は約830万人です。日本政府がアピールしているマイナンバー保険証のメリットは、就職、転職、引っ越しをしても健康保険証としてずっと使える。マイナポータルで特定健診情報、薬剤情報、医療費が見られる。窓口への書類の持参が不要、マイナポータルで確定申告の医療費控除の手続きが簡単。その一方でデメリットもあり、特定の医療機関でしか使えない。持ち歩くことで紛失のおそれがある。そして、情報が漏れたりしないか。こうしたことがございますが、市としてメリット・デメリットについての見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 市来議員ご質問の1点目についてお答えいたします。

令和4年6月に国のデジタル田園都市国家構想の基本方針において、来年度以降の普通交付税の算定で、自治体におけるカードの交付率を反映することについて検討することが示されましたが、その後、カードの交付率によって普通交付税が減額されるという趣旨ではないことが発表されています。

交付税の制度変更などに関しましては、今後も引き続き注視するとともに、遺漏のないように対応してまいります。また、マイナンバーカードの交付率の向上に向け、啓発に努めるとともに、マイナンバーカード特設会場の運営に注力してまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目の2点目、マイナンバーカードの保険証利用、メリット・デメリットについて、市の見解は、についてであります。メリットといたしましては、就職や転職、引っ越し等で保険の切替えが必要になった場合でも、手続きが完了次第、紙の保険証の発行を待たずに医療機関を受診できます。

また、医療機関や薬局においては、カードリーダーにかざすだけでスムーズに医療保険の資格や自己負担限度額が確認できるなど、医療機関での受付事務の効率化を図ることができます。

一方、デメリットといたしましては、カードリーダーを用いてマイナンバーカードの保険証に対応できる医療機関や薬局などが、7月下旬時点、全国で約26%にとどまっており、利用できる医療機関や薬局などが限定される点が上げられます。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 保険証の運用についてお聞きをしたいと思います。

厚生労働省のホームページによると、マイナンバーカード対応の病院には、読取機を無償配布したり、補助金を出したりしていましたが、システム交換や導入後のランニングコストを懸念して導入を見送るケースがあるとありました。マイナンバーカード対応できる医療機関、また導入の申込みをしている医療機関、この岩出市にはどれぐらいあるのか、お聞かせください。

次に、マイナンバーカードを保険証として使うには、医療機器は整備を導入しなければなりません。メンテナンスの費用かかり、高齢者などの対応に人手が必要となることも懸念され、導入は進んでいません。そのため国はマイナ保険証を使ったシステムで、患者の医療情報を活用する病院や薬局に診療報酬の加算をつけられるようにしました。その加算額は、自己負担3割の場合、初診時21円、再診時12円、調剤薬局での利用で1か月ごとに9円というもの、これに対し、従来の保険証は、初診時9円、再診時の加算はなく、調剤薬局の利用で3円となっています。つまりマイナ保険証を使うほうが患者負担が重くなっていました。

しかしながら、厚生労働省は、2022年8月10日に、この制度を批判の元から変え、マイナンバーカードを健康保険証として使う場合に、2022年の10月からは患者負担額を引き下げる形で、診療報酬を改定すると決めております。

10月からの改定では、どちらの保険証でも再診時の加算をゼロにした上で、初診時の診療報酬をマイナ保険証で9円、従来の保険証で12円と、マイナ保険証の患者負担を従来の保険証よりも軽くしました。

これまでの状況を逆転させた格好です。調剤でも同様の措置をしたほか、マイナ保険証を利用した際に、加算分が徴収される頻度を現行の1か月ごとから、従来の保険証と同じく、6か月ごとに変え、マイナ保険証の患者負担を減らしました。ただ、患者に追加負担を求める点には変わりございません。医療機関と市民に混乱を生じさせます。しかも同じ保険料を払っているにもかかわらず、従来のものとカードを使った場合との差、これは公平を欠くと言えるのではないのでしょうか。この点についての市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

岩出市でマイナンバーカードの保険証を利用できる医療機関等は何件あるのか、ということにつきましては、岩出市所在のマイナンバーカード保険証、いわゆるマ



イナ保険証が利用できる医療機関及び薬局は、令和4年8月21日現在で27件でございます。

○福山議長 副市長。

○佐伯副市長 診療報酬の公平性についてということでございます。

国では、今回の改定に伴い、中央社会保険医療協議会へ諮問されておりますが、この中で、その中の意見では、国民の理解が得られないと、反発も相次いだ中で改定されたものと、こういうふうに認識しております。

なお、今回の改定では、どちらの保険証でも再診時の加算をゼロにするなど、患者負担を減らしている状況であります。今回の診療報酬改定につきましては、全国的な共通課題となるため、今後、機会があれば市長会等を通じて、国に要望してまいりたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけ、機会があれば国にというふうな形で言われました。しかしながら、マイナンバーカード自身そのものは任意なんですよ、あくまでも。これを進めるためにいろんな施策を国は用いながら、カードを作らそうとしていると。

この点で保険証についても、保険証のマイナンバーカードを使った場合は、初診ですね、それを安くし、従来のやつを使えば高くなる。お金にしたら少額です。ただ、同じ健康保険料の額を払っていたのに、カードと従来のものでは差をつけるということ自身が公平に欠くということなんですよ。

その点については、しっかりとやっぱり意見を上げていく。これ期限が決まりますけどね、決まっているからこそ、早く早急に声を上げないと駄目なんですよ。

市民が不利益を被るようなことがあれば、やっぱり行政の立場としては、しっかりと国に対して物を言っていく必要があるんで、これを機会があればというんではなく、やっぱり早急にしっかりと発言をして物を申していただきたい、このことをお聞きいたしますが、その点についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

市民に不利益となる改定については、国のほうに要望していけばどうかということとあります。先ほども答弁させていただいたとおり、今回の報酬改定については、全国的な共通課題であることから、今後も機会があれば、市長会を通じ国に要望し

てまいりたいと考えています。

○福山議長 これでは、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目の質問は、中学校運動部活動の地域移行についてであります。

2020年9月、文部科学省は、学校における働き方改革推進本部を開催しました。

そこで、学校の働き方改革を考慮した、さらなる部活動改革の推進を図るために、2023年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行する方向性を示しています。

今年6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議でまとめられた提言が、スポーツ庁に提出されました。今後、部活動の地域移行が本格的に進められていくこととなります。この改革を行わなければならない理由の1つが、教員の労働環境改善です。

提言では、中学校教諭の1週間当たりの学内勤務時間、持ち帰り時間は含まず、60時間20分であり、1か月、4週間当たりの時間外勤務は100時間近くに及んでいます。特に中学校では、平成18年度に行われた調査結果と比べて、平成28年度の調査結果では、土・日の部活動指導に従事している時間数が、1時間6分から2時間9分とほぼ倍増しており、部活動指導に関わる負担が増していることが分かっています。学校において働き方改革が求められる中、運動部活動が教師の長時間勤務の大きな要因の1つになっていることから、早急な改革が急務となっている。

そして、少子化の問題が理由として、この地域移行に進むという形になっていきます。

検討会議の提言には、2026年までを移行集中期間と示しており、地域移行については、提言を読んでも、地域で人材が本当に確保できるのか。また、受皿となる団体が持続可能な活動となるのか。教員との連携はどうか。事故やけがの場合はどのようになるのか。生徒の自己負担額が増えないのか。提言には部活動の指導したい教員の兼職兼業を認めていくべきと書かれているが、一体どうなっていくのか。課題はたくさんあると思います。

また、生徒、保護者への説明など、混乱を生じさせない取組が必要です。教員の労働環境改善は大切なことです。しかし、生徒や教師、保護者の三者にとってプラスになるためのこの地域移行の改革、これが必要となってまいります。

そこで、まず地域移行の考えに対する市教育委員会の見解をお聞かせください。

2つ目は、活動の取組の方向性、課題、また今後のスケジュールをお伺いいたし

ます。

3つ目は、教員の働き方改革、これをどう進めていくのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の3番目、中学校運動部活動の地域移行について、一括してお答えいたします。

まず1点目の地域移行の考えに対する市教育委員会の見解についてですが、議員ご指摘のとおり、令和4年6月6日の運動部活動の地域移行に関する検討会議提言において、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年から令和7年度末をめどに、3年間で改革集中期間とすると示されました。

本市においても、少子化の影響を受け、単一校での存続が困難な運動部活動もあり、併せて中学校教員の業務負担の軽減のためにも、国が示す計画にのっとり、段階的に進めていく予定でございます。

次に、2点目の部活動の方向性、現状と課題、また今後の方針、スケジュールについてですが、本市の両中学校には、現在、それぞれ13競技の運動部があり、文化部も岩出中学校が12種、岩出第二中学校が13種ございます。部活動への加入率は83%で、運動部は57%、文化部は26%です。

地域移行する受皿となると思われるスポーツ団体などは、令和3年度の時点で、体育協会が22協会、50団体、スポーツ少年団が17団体、総合型地域スポーツクラブが4団体ございます。

課題といたしましては、他の自治体と同様で、運営主体の整備、指導者の確保と教員の兼職兼業に係る制度の整備、大会等参加時の引率及び指導者等の調整、教員及び保護者の部活動改革への理解、自己負担の在り方や保険の在り方など、山積しております。

今後の方針、スケジュールについては、教育委員会内にプロジェクトチームを設置し、計画的に推進してまいりたいと思っております。

3点目の教職員の働き方改革をどう進めるかについてですが、現在、ICカードによる勤務時間の実態把握を実施しており、月40時間以上超過勤務を行っている教員については把握できております。学校長を通じて、その都度の声かけ等を行っております。

休日の部活動が原因で月45時間を超過する教員は、予想していたよりも少なく、約15%でした。働き方改革の推進には、教員本人の考え方や業務の見直しなども必

要であることから、本年の夏季教職員研修には、タイムマネジメント研修を取り入れられました。今後も様々な側面からの取組により、教員の働き方改革を推進してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今後、推進会議、プロジェクトチームを立ち上げて具体的な議論を進めていくと思うんですが、その立ち上げについてはいつ頃になるのか、またメンバーの構成はどのような形になるのか、お聞かせください。

2つ目は、地域移行を進めることになりましたが、大事なのは、生徒、先生、そして保護者などの声です。提言では、アンケートなどの調査も取り入れ、大事な意見を聞いていくことも書かれておりました。岩出市ではどのような方法を取って、こうした声に応えていくのか、聞き取りですね、をしっかりとやっていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

3つ目は、地域移行に当たって心配なことは、先ほど市の教育部長のほうからも言われました。指導者の確保、引率の問題、また自己負担の問題等々、課題が山となっているんですが、やはり生徒の自己負担、保護者の自己負担、この自己負担が増えると、クラブが続けられないというふうになってしまうということは絶対あってはならないと思うんです。やっぱりクラブをしたいという思い、今までどおり、変わらない方向が一番いいんですが、どうしても進めないといけないという問題があるんで、やるとしても、やっぱり自己負担の問題になってくると思うんです。

また、受皿となる団体や指導する方の活動費、ここを支えていかないと、指導者は集まらない、同じように全国的にこういった方針でやっていくとなれば、やはりお金、ちゃんと出してあげるところに、いい指導者が行ってしまったりというふうになったら、また格差が生まれると。そういう中では、やっぱり団体等の財政措置というのは非常に大事になってくると思っています。

これについて、市としてどのように考えているのか。また、夢のようなこの部活の地域移行という構想があるんですが、本当にそのようになるかというのは、これから進んでいかなければならない問題です。そういう中で、やはり財政の問題という点で、岩出市としても、もちろん国にきっちり物を言うことも含めて大事ですけど、市としても、そういったお金はつけていくというような形でやっていこうと考えているのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず、プロジェクトチームの立ち上げ計画と構成メンバーについてですが、スケジュールといたしましては、本年の文化祭終了後の11月中に、教育長、教育部長、教育総務課副課長、生涯学習課長、生涯学習課スポーツ健康係長、それと両中学校長を招聘して、設立会議に向けての会議を予定しております。

続いて、現場の教員や生徒、保護者の声をどう受け止めるかという点では、現在、指導主事を中心に、まずは中学校教員向けのアンケートを作成中でございます。現在の運動部の顧問で、競技経験者である教員の割合は約7割であることから、アンケートの実施で、より詳細な実態が分かると考えております。

今後、他の自治体の取組を参考にしまして、生徒や保護者の声も聞けるような体制をつくっていきたいと考えております。

3点目の自己負担や活動費の金銭面についてですが、全国都市教育長協議会では、移行期間を限定せず、地域の実態に応じた移行が可能となるよう、具体的かつ段階的な方策の支援と部活動支援員制度拡充のための財政措置を要望しております。

また、全国市長会では、国が具体的な方策を明確に示すとともに、教育課程外の学校教育活動に地域格差が生じないようにするなど、所要の財政措置を講じるように要望を出しておるところでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時45分から再開します。

休憩 (14時30分)

再開 (14時45分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告7番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により通告に基づき一般質問を行います。

今議会では、投票率向上施策について、職員体制について、県道泉佐野岩出線の環境整備についての3点を一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるもので

あります。

まず、投票率向上施策について、6点質問を行います。

1点目として、岩出市における直近の投票率は、令和3年10月31日の衆議院議員選挙で、有権者数4万4,631人で、投票者数2万2,760人、投票率は51%でした。令和4年7月10日の参議院議員選挙では、有権者数4万4,790人で、投票者数2万789人、投票率は46.41%となっています。岩出市では投票率が下がってきていますが、まず、このような岩出市における投票率についての市の見解と投票率向上に向けた市の取ってきた施策、これをどのように取ってきたのか、お聞きをします。

2点目として、改善策を進める上でも、投票者における年代別投票率の状況の把握が必要となると考えますが、年代別投票状況はどうなっているのか、お聞きをします。

3点目として、投票率向上へ各自治体が研究や調査を行って、独自対策を行ってきていますが、岩出市としてはどのような調査研究を行っているのかをお聞きをします。

4点目として、昨年の衆議院選挙では全国的に投票率が下がり、50%というような状況の中で、全国平均よりも18歳の投票率においては、15%以上も高い65.53%の投票率を示した山形県遊佐町の少年議会における若い世代への取組がNHKで紹介されていました。今回、皆さんに資料として、この遊佐町の令和3年度の少年議会における活動報告書、抜粋したものをお配りしてはいますが、若い有権者に対して、選挙の大切さと政治参加の必要性、投票率向上に、この遊佐町の経験、これは非常に参考になるものだと考えます。岩出市としても学ぶべき点が多いと考えますが、市の見解をお聞きをしたいと思えます。

5点目として、岩出市の特性としては、人口の流動が激しく、1年間で約1,800人前後が転出、ほぼ同数の約1,800人前後が転入しているというのが岩出市です。

4年間で7,000人もが入れ替わるような自治体となっています。このような状況の下、投票所の場所すら知らない、こういう市民も増えてきています。投票所の場所をどう市民に知ってもらうのか、啓発活動強化策をどう進めるのか、市の対策をお聞きをします。

6点目として、若い世代の投票率を上げていく上では、高校生や大学生の投票率を上げる施策の一環として、那賀高校や近畿大学と協力して、電子投票というのは今後の課題というものだと考えるわけですが、こういう若い世代が投票できる環境や、若い世代が投票に参加してもらえる、こういう研究もすべきではないか

と考えますが、市の見解、これについてお聞きをします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 増田議員、1番目のご質問、投票率の向上施策についての1点目、投票率について、市の見解と投票率向上への市の取ってきた施策は、についてお答えいたします。

選挙管理委員会では、選挙の適正な執行と管理はもちろんのこと、投票率の向上は大きな責務の1つであると認識しております。直近に執行されました選挙において、本市の投票率は、県下の市町村と比較しますと、最下位が続いております。

投票率の低下については、その時々々の社会の情勢や政治的課題、有権者の意識等、様々な要因が考えられますが、特に若い年齢層において投票率が低い状況となっております。

このことは、本市だけでなく、全国的にも同様の傾向にありますが、若い年齢層の投票率の向上は重要な課題であり、民主主義の根幹である選挙の投票率が低下傾向にあるということは、誠に憂慮すべき問題と考えております。

次に、投票率の向上について、過去の選挙における取組ですが、新聞折り込みによる啓発チラシや選挙公報の配布、公共施設への懸垂幕や横断幕、のぼり旗の掲出、市内スーパーでの街頭啓発、市内放送やメールによる配信サービス、市広報紙やウェブサイトの活用による啓発活動を行ってきたところです。

2点目の投票者における年代別投票率の状況は、について、先ほど大上議員のご答弁でも申し上げましたが、直近の選挙で7月10日に執行された参議院議員通常選挙和歌山県選挙区における本市の投票率は46.41%で、市内に18ある投票区の中で、この投票率に一番近い投票区は第5投票区、上岩出地区公民館であります。これらの投票区の年代別の状況を申し上げますと、10代で37.19%、20代で28.45%、30代で34.28%、40代で44.08%、50代で49.52%、60代で60.29%、70代で61.56%、80代以上では41.59%となっております。

次に、3点目の投票率向上に向けて、岩出市はどのような調査研究を行っているのか、でございますが、本市では、全国市区選挙管理委員会連合会、近畿都市選挙管理委員会連合会、和歌山県都市選挙管理委員会連絡協議会に加盟し、それぞれの会議において事務研究会が行われ、それらの事例報告については、各市町村へ情報共有が図られております。

また、県内の各市の選管事務局長が参加する事務局長会議では、選挙事務や広報

啓発活動、各市が抱える問題や問題点などについて意見交換を行っており、選挙事務に関する調査研究の場ともなっております。

また、「選挙時報」という冊子を定期購読しており、本冊子からは、公職選挙法改正の説明など、最新の選挙情報を入手することができます。

次に、4点目の山形県遊佐町の少年議会の取組について、岩出市としても学ぶ点が多いと考えますが、市の見解はということではありますが、選挙管理委員会では、主権者教育への取組として、県立那賀高校において、模擬投票などを行う出前講座を県の選挙管理委員会が実施する「出張！県政おはなし講座」を活用して実施しております。講座の実施に当たっては、実際の選挙で使用する投票箱や記載台、投票用紙を数える枚数計算機などを使用し、実物の選挙備品に触れていただくことで、選挙を身近なものとして感じていただけるよう工夫を凝らした講座内容となっております。

山形県遊佐町での取組は、将来、選挙権を有することになる中学生や高校生を対象に少年議会が開催され、この活動に刺激を受けて、ふだんから政治に関心を持つ裾野が広がり、結果、若い年齢層の投票率の向上につながったという点で、大変意義のある事業であると考えております。

若者に対して、いかに政治に関心を持ってもらうかが重要な課題であり、今後も県の選挙管理委員会や市の教育委員会などとも連携し、主権者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の投票所の場所をどう市民に知ってもらうか、啓発活動強化策をどう進めるかについてであります。選挙管理委員会では、選挙ごとに選挙人に入場券を発送し、選挙の期日や市内18か所の投票所の地図を掲載したチラシを作成して、新聞折り込みにより配布、その他公共施設への配置を行っております。また、市ウェブサイトにおいては、投票所、投票区域一覧の記事を掲載し、投票所の住所や施設名、施設の写真をご案内しております。

選挙管理委員会といたしましては、こうした啓発活動を引き続き行っていくとともに、他市町村での事例などを参考にしながら取り組んでまいります。

最後に、6点目の那賀高校や近畿大学と協力し、電子投票ができる研究もすべきではないか、ということではありますが、近畿大学との協力関係については、特にございません。また、那賀高校との協力関係につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。

なお、議員ご提案の電子投票については、現在のところ導入する予定はございま



せん。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 投票率の向上という点では、選挙で投票することによって、自分たちの暮らしや生活が変わるんだと、変えていくことができる、こういうことや政治に関心を持ってもらうことが大切です。特に若い世代への対応策が求められると考えます。この点では、先ほど紹介した遊佐町における少年議会、本当に参考になります。

先ほど、この問題についても意義がある、そういう認識だということをおっしゃいました。参考資料にあるように、遊佐町としての事業の狙いとしては、1、若者たちが自らの代表を直接選び、政策を実現していくことで、学校外で民主主義を実際に体験、学習することにより社会の構成システムを学ぶ。2点目、中高生等の未来を担う若者の視点から、町政への提言や意見を町が積極的に取り上げることを通じて、若者の町政参加を促す。3点目として、この事業に関わる全ての関係者が、若者の町政に対する意見に学び、併せて若者たちが社会システムや民主主義を学ぶ相互教育の場とする。

そして、この事業をサポートするプロジェクトチームを立ち上げ、議会事務局1名、総務課選管1名、観光や定住促進の担当課2名、教育課においては、学校指導、社会教育担当など、課長を含めて11名の総勢15名が、この事業支援に関わってきています。

この間、町のキャラクター、特産品の開発、ミュージックフェスティバルを開催、東日本への陳情書提出、被災地支援やボランティア、少年議会ガイドブック作成、コロナ禍における町を盛り上げる「ゆざっこかるた」の作成など、これ以外の多種多様の取組が行われ、遊佐町として、事業の効果として、子供たちにおいては、遊佐町に関心を持つようになった、自信と責任を持つようになった、地域におけるリーダーが育ち始めている、地域住民においては、挨拶の仕方、人前での発言が頼もしくなった、上手になったとの声子供たちから出てきた。

各種団体からも、この少年議会、アイデアや意見を求めるケースまで生まれてきた。行政においては、若者の提言を議会と同等の重みを持って受け止め、行政に反映できるなど、事業の効果面として、この活動報告書の事業報告の取りまとめに書かれてきています。この報告書自身、全部合わせると、45ページ以上もの報告書というふうなものになってきています。

そして、この遊佐町では、議員を選ぶだけではなく、町長、副町長、監査委員な

ども選出をして、少年議会で子供たちの願いを予算化して、遊佐町の本予算で45万円分を提言をして、事業の予算化も行われてきています。

私は、この遊佐町の少年議会の状況について、先ほど、3課のほうからのお話ありましたがけれども、当局、選管だけではなく、教育委員会、こちらのほうでも、私は当然調べられたと思うんですね。その点においては、先ほど教育委員会のほうから答弁がなかった。私、これ本当に非常に残念です。

この点においては、改めて先ほど選挙管理委員会からは「意義がある。こういうことをやることは意義があるんだ。」、こういう認識は持っている。これ改めて、岩出市として、こういうふうな先進的な、こういうとこに学んで、それを実施していく。教育委員会なんかともタイアップして、これをやっぱり進めていく。そういうことが、私、本当に必要だと思うんです。

教育委員会としては、こんないい先進地の事例があるんだと、この点について、教育委員会としての認識、こういうことをやっぱりすべきだなと、そういうようなことを感じないのかと。教育委員会としての見解、認識、この点を教育委員会と、そして選管、こちらのほうに再度見解をお聞きをしたいと思います。

そして、那賀高校なんかにおいては、先ほども出前講座、こういうことなんかもやっているんだと。そして、そういう経験も実際にやっている、そういうことを言われました。さらに、こういう経験だけではなく、実際の選挙に参加してもらう、こういうことはやりませんか。実際に、かつらぎ町なんかでは、高校に投票所も設置をして、実際に高校生に投票してもらっているんですよ。岩出市として、それを実施していく、そういうような現実選挙に携わっていく、経験だけやなしに、実際に選挙に携わっていく、そういうような取組、那賀高校や、またできるのであれば近畿大学、こういうふうなところにそういう場所を提供していく、そういうことを考えませんか。改めて、この2点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、ご質問の趣旨が、投票率の向上施策についてのご質問でございます。この質問に対して、教育委員会が答弁すること自体がおかしいんだと。したがって、選挙管理委員会事務局が答弁したということでございます。

それから、少年議会に対する考え方、ご質問がございました。いわゆる模擬議会、模擬選挙を行い、行政や選挙に興味を持っていただくことで、投票率のアップにつ

ながっているということでございます。これはすばらしいことであると思いますが、純粋にまちづくりに特化した活動であれば、私理解できますけども、政策等を検討する上で、少しちょっと心配なところがあります。それは教育基本法第14条の規定、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他の政治活動はしてはならない、このようになっておりますので、教育委員会ということでは、選挙につながる活動は難しいなと思います。

現状、岩出市では、小学校6年生では、我が国の政治の働きという単元で、憲法が国民生活に果たす役割、国民生活における政治の働きを調べ、自分の考えをまとめる学習をしてございます。

中学校では、3年生、公民の授業で、現在の民主政治と社会という単元で、政治と民主主義、選挙の意義と仕組み、選挙の課題と私たちの政治参加、こういったことについて課題探求を行っております。

以上でございます。

○福山議長 行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁とも重なるところもありますが、遊佐町では、中高生を対象に、説明された少年議会が開催され、この活動に刺激を受けた中高生が、地域や政治に関心を持って、結果、地域の若年層の投票率向上につながったという点では、大変意義ある評価ができるというふうに考えております。

しかし、この事業で大事なポイントとなるのは、投票率向上を目標に、少年議会を各市町が事業化していくことではなくて、学ぶべきところは、中高生の時代に自分の住んでいる地域や政治に関心を持つきっかけづくり、まさに主権者教育に触れるということが大事であるというふうに考えております。

遊佐町の若年層の投票率の向上につながったというところには注目すべきであると私は考えておりますが、特に一番重要であるのは主権者教育というところにございますので、選管としては、今後もその点に力を入れていきたいというふうに考えております。

また、先ほどの質問の中で、那賀高校などでの事業が出ましたが、那賀高校の生徒さんの中でも、実際に期日前投票の立会人として、本番の選挙に立ち会ってくださっている方もいらっしゃいます。そういった意味で、主権者教育の場にもなっているというふうにも捉えております。

また、近畿大学との協力関係につきましても、もちろん岩出市内には近畿大学に

通っている学生さんもいらっしゃいますし、紀の川市の学生さんもいらっしゃいます。近畿大学との協力関係については、できることとなれば、選挙への啓発活動という形になってきますけども、そこら辺も近畿大学と協力関係を持たせていただいて、啓発面について、ご協力いただけるところは依頼したいなというふうに考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど遊佐町の話させていただきました。私、岩出市の考え方、非常に残念だなというふうに思います。なぜNHKが特集まで組んで、この町の実態を放送したのかと。そういう視点、岩出市、何も分かっていないのかなと。なぜ投票率が高いのかと。それは、やっぱりこういうような議会を通じて、政治に関心を持ってもらう、政治に参加する、そういう意識を年々年々積み上げてやってきた。それが若い世代の人が投票してってもらう、そういうことにつながっているんだと。私、何で教育委員会がそういうところに、そんな視点を持っていただけないのかなというのが、本当に残念です。

じゃあ反対に聞きますけどね、これまで岩出町、岩出市、この後、私、議員にさせていただいてから、中村町長の時代に1回、中芝市長で1回と、子ども議会というものも、これまで岩出市として2回やってきています。岩出市で子ども議会、こういうものをやってはどうかということなんかは、これまでも何回かさせていただいて、そして教育委員会としても、そういうことがやっぱり大事だということで開催もされてきたと思うんですよ。

そういう点でいうと、岩出市が子ども議会を開いてきたその意義、なぜ岩出で子ども議会を開いたのか。それを改めて、なぜそれが重要だったのかと、この点改めてお聞きをしたいというふうに思います。

そして、選挙管理委員会においては、先ほど、意義があるんだという認識がある、そういう視点を持っておられました。本当にありがたいし、ぜひ、そういうこう、というような意義、これ学んでいただきたい。選挙管理委員会として、こういった少年議会、先ほど言いましたけれども、遊佐町では15名のプロジェクトチーム、こういうものをつくってまで、やっぱりこれは大事なんだと。この成果報告書の中でも、本当にすごいこと書いているでしょう。私、ここを学んでほしいんですよ。

そういう点においては、選挙管理委員会として、こういうことをやる、それは承認取って、選挙率向上につながる、そういうものなのかどうか。今後こういうよう

な対応、市として取り組んでいくつもりはないのか。教育委員会もしっかりと、その重要性も含めて、説得する、そういうようなことを私はやってほしいと思う。

選挙管理委員会に対して、今後の対応面、再度お聞きをしたいと思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

子ども議会の質問が出ました。平成30年6月議会におきまして、増田議員から子ども議会についてご質問をいただいております。このときのことをお話させていただきたいと思うんですが、このときに児童の権利に関する条約を批准したことで、意見を表明する権利ということで子ども議会が開催されるようになったということで、私が答弁させていただきました。

そのときに、私、答弁したのは、考え方として、子ども議会の開催が、本条約を実現するための必要条件とは考えにくいと、子供たちの意見や声を聞く手段、ほかにもいろんな方法があるということでお答えさせていただきました。

それから、文部科学省から本条約に関する事務次官通知が来ております。この権利を守っていくために、学校教育の場において、子供の権利を守っていくことが最も大事なことであるということから、子ども議会の開催によって、子供の権利を保障することにはならないということから、その必要性は認めない旨の答弁をしてございます。

それから、増田議員、遊佐町のことを言われてましたけども、ちょっと調べましたら、遊佐町の投票率高いということについて、少年議会、効果が出ているということについては、私、否定するものではありませんが、そもそも論から言いますと、山形県そのもの、これ過去から投票率が高い県であるということがうかがえます。

その要因としまして、山形県の選挙管理委員会が調査をしております、山形県の県民性として、勤勉で実直であると推測されております。そして、その特徴として、3世代同居率が大変高い。これが高い一因と分析されています。

2020年の国勢調査では、約14%の世帯が3世代同居率となっているということで、過去7回の国勢調査で全国1位になっているということでございます。

それから、アンケート調査を実施しておりますけども、投票した生徒の約9割が家族と一緒に投票したと、こう答えてます。小さい頃に親と一緒に投票についていきましたと、こういうことがあるということで、そのうちの生徒8割が投票したと、

このようになっております。

それから、家族ぐるみで選挙に行くものという風習が根づいているのではないかというふうに、県の選管では分析されているということでございます。

結論としまして、おじいちゃん、おばあちゃん、また親と同居している中で、家庭的で結びつきが強い町民性、これが高い投票率を保っている要因であると、このように山形県の選挙管理委員会では分析をしているということでございます。

○福山議長 行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、この子ども議会を事業化するという考えはございません。ただ、先ほどの答弁ともつながりますが、あくまでも若い世代、中高生の時代に主権者教育に触れることが、若年層の投票率につながったというところは注目すべきであるというふうに考えております。

先ほど教育長からも、山形県の投票率の話、家族ぐるみで行くというふうな話出ましたけれども、実際、本市においてでも、期日前投票を見る限り、家族連れで選挙に来られて、子供さんがお父さんやお母さん、投票するところ見てくれている、投票所でもこういった風景あります。そういった子供がそういう親の状況を見るということ自体が大切なんだというふうに思いますし、家族そろって選挙に出かけようとする行動、そういった雰囲気づくり、これは難しい問題ではありますけれども、今後の選挙活動の中で啓発していきたいというふうに考えてございます。

○福山議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、職員体制について質問を行います。

岩出市は、昭和31年の昭和の大合併、ここで岩出町が誕生し、昭和40年代後半から人口が急増してきた町です。平成18年に単独市制へと移行もしてきました。

1点目に、人口3万人時代と、人口5万人を超えている時代に、職員体制においては、職員数の点でほぼ職員数が同様の、そういうような体制と考えますが、現在の職員体制をどう捉えているのかと、この点をまずお聞きをします。

2点目として、職員の仕事量においては、人口増における仕事量の増加があると考えますが、職員の仕事量における見解をお聞きをしたいと思います。

3点目として、令和2年度決算でも、職員が年休消化ができていないという実態がありましたけれども、令和3年度決算において、職員の年休取得状況はどのよう

な実態だったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目として、今年度の職員配置体制、これについては民俗資料館2名となっています。管理人はおられません。1人勤務をせざるを得ない、こういうふうな状況も生まれていますが、1人勤務体制について市の考え方、この点についてお聞きをしたいと思います。

5点目として、広報の7月号で、民俗資料館においてボランティアを募集しますということで、ボランティア募集もされていましたが、企画展をはじめとして、年間の取組行事、この対応面において、そもそもこのような2名で対応できる人員体制なのかと感じる点があります。この点における市の見解をお聞きをしたいと思います。

6点目では、超勤面では、まさに日常的な超過勤務実態もあるのではないかと。

この間、私、午後8時を回って市役所に来させていただきました。事業部、教育委員会、生活福祉部、ここを見回った後、総合保健福祉センター（あいあいセンター）までも行かせていただいた。そこも赤々電気がついておられました。総勢で、少なくとも20名以上、こっちの本庁だけでも20名ほどが残業されていましたが、こういう超勤面において、この間の状況、こういう点についてどうなっているのかという点、お聞きをしたいと思います。

7点目として、この間、職員において、職員の病気休暇や、また心身や精神的疲労、こういう部分で退職する、そういう職員もあると聞くわけなんです、岩出市職員における職員に対する心のケア体制、この点についてはどう取り組んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

最後に、市長の行政報告でも報告されたんですが、来年度の職員募集いうものが報告されました。今の岩出市の実態を見てみて、募集人員、これを増やして、職員の負担軽減を図っていく、そういう上においても積極的に追加募集というものを行ってはどうかという点、この点について質問をしたいと思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の職員体制についての1点目にお答えいたします。

職員体制につきましては、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、住んでよかったとだけ思っていた行政サービスを行える体制が重要であると考えます。職員の数だけでなく、いかに効率的かつ効果的に、個々の能力を向上し、発

揮させるかが大事であると考えます。また、ボーダレス・オーバークロスの方針で、組織全体の相互協力を進めてまいります。

なお、人口3万人時代である平成6年の職員数は286人でありましたが、令和4年職員数は314人であることに加え、再任用短時間職員8名、会計年度任用職員210名の体制であり、同様の体制とは考えておりません。

2点目、人口増における仕事量についてです。

岩出市の人口は増加の一途であったものが、平成30年に減少し、現在に至るまでは微増の状況となっており、今後は人口減を見据えた対応をしていく必要があると考えます。

3点目、職員の年休取得状況についてですが、令和3年1月から12月で、平均取得日数8.5日、消化率21.9%となっております。

4点目、5点目、民俗資料館の職員体制について、一括してお答えいたします。

現在、民俗資料館につきましては、職員2名の体制となっており、通常業務において問題なく運営できていると考えています。増員が必要なときは、ボーダレス・オーバークロスにより、教育部で対応しており、効率的な運用を進めております。

なお、ボランティア募集については、イベント等でお手伝いいただける方の募集を昨年度も行っており、今年度の職員配置体制を理由に、募集しているものではないかと伺います。

6点目、超過勤務についてですが、所属長の勤務命令に基づき実施しているもので、繁忙期等、増加することはありますが、所属長が管理を行い、職員の健康面からも削減に努めています。また、勤務時間が増加している職員については、総務課から所属長に通知して、要因の分析を行っております。

7点目、職員の心のケア体制について、健康診断時にストレスチェックを行い、高ストレス者には産業医の面談勧奨を行っております。また、毎月、衛生管理者による「にこにこ相談」を開き、ストレスをため込まないよう仕事だけでなく、私生活における悩みも含め、対応しているところであります。

8点目、職員採用の追加募集については、引き続き、定員適正化計画に基づき採用計画を立て、募集を行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 民俗資料館の1人勤務体制、問題がないというお答えでした。今、本庁において、土曜・日曜日の勤務において、2名の土・日の勤務、この体制を組んで



おられます。本庁において、この2名の土・日の勤務、なぜ2名を配置をしているのか。2名配置の理由、これをお聞きしたいと思います。

そして、1人勤務体制で問題はないというお答えでしたけれども、どういう理由で問題がないのか。1人勤務体制において、過労また体調、そういうものが悪くなって、そして職場で亡くなったと、痛ましいそういうことなんかも言われて、そして、これ1人体制では駄目なんだというような弊害、そういうものが報道されていますけれども、1人体制で問題がない、なぜなのか。問題がない理由、お聞きをしたいと思います。

それと、本庁の土・日勤務、これについては、課長を含む日直体制、手当金額、幾らかお聞きしました。1日6,000円、こうお聞きしました。和歌山県の最低賃金、これ2021年の10月で1時間859円いうふうになっています。日直手当6,000円では、859円掛ける8時間、6,872円の計算になるんですね。岩出市の日直、これよりも低いです。これ8時間で割ったら1時間750円。日直手当の6,000円という根拠はどこにあるのか、お聞きをしたいと思います。

そして、先ほどとちょっとかぶるのか分かんけども、民俗資料館の2人体制というのは、私は少なくとも改善すべき点があるのではないかと、複数のやっぱり配置体制というのが要ると思うんです。

臨時職員も含めて、職員の健康面を考えていく上でも、追加配置という考えはないのかと、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、超勤の在り方においても、私は見直すべきところがあるんじゃないかなと思うんです。今、超勤においては、本人の自己申告制というふうになっているんだと聞いています。本来、こういうような点においては、職場としての仕事量ですね、これをしっかりと、本来この業務量というものがどれくらいあるのかと。職場全体を見渡して、課長がしっかりとそれを取りまとめて、そして部長が超勤が必要かどうかということも含めて判断を行って、そして上司から残業命令、こういうものをやはりすべきではないのかなというふうに思うんですが、しっかりと、やっぱり上司が部下に対して目配せをできる、そういう体制、これはやっぱりつくっていくべきじゃないのかなと思うんです。

そして、各職員が、「あれ、この子、今週えらい残業多いけども、こんなんやってたら体悪なるんちゃうか。」と、そういうことも含めて、しっかりと、特に若い職員の健康面をしっかりと考えていく。部長がしっかりと部下の健康を考えていく。そういう目配せができる、そういうことなんかもしっかりと、やっぱり私はしてい

く必要なんかが本当にあると思うんです。そういうことをやってこそ下から慕われる、そういう上司になるんじゃないでしょうか。

そういう点においても、超勤に対しての考え方、この点についても再度お聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 民族資料館の職員体制についてご質問でございます。

職員体制の考え方としましては、基本的に、ポータレス・オーバークロス、基本方針としております。教育委員会各課間、増減はございますが、全て教育長である私が管轄しておりますので、教育委員会全体で効率的な運営をしてございますので、心配は結構でございます。

○福山議長 総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再質問についてお答えいたします。

まず、土・日の日直体制、これなぜ2人なのかということでございます。これにつきましては、本来の業務とは別に、文書・電話の収受等、非常事態発生に備えての待機などを行う勤務のことで、係長以上の職員1名、主事級の職員1名の2名で行っているということでございます。

原則、閉庁であることを市民の方には伝えておりますが、休日予約の住民票交付や死亡届における火葬許可書の発行、また水道の漏水等、緊急業務に対応する必要があるため、2名の職員となっております。

それと、あと最低賃金、これに抵触をするのではないかとということですが、増田議員もおっしゃったように、日直手当ということで、これはあくまでも手当でございます。賃金ではございませんので、抵触することはございません。

あとですけれども超勤です。これにつきましては、まず本人は、今日は残業するということで上司に報告します。そこで課長と所属長がその残業、どのような内容であるのか、時間はそれで適当であるのか、また先ほど申しましたように、長い間の超過勤務が続いていないか等々、十分見定めます。しかし、その中には業務によっては集中することもございますけれども、上司がきっちり、ここは管理はしてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 お答えいただけなかった点があるので、改めてお聞きもしたいと思うんです。1人体制の問題です。問題がないと言われた。なぜどういう点で、岩出市において1人勤務体制において問題がないのか。その理由、お聞きをしたいと思います。

そして、なぜ民俗資料館が2人なのか。あそこ、昔、一番多いときで4名おられたんじゃないですか。それにプラス管理人さんもおられた。私、民俗資料館の意義、造られた意義も含めて、職員さんが果たしている役割に大きなものがあると思いますよ。いろんな、春もそうだし、秋もそうだし、企画展なんかもやっておられるんですよね。それに根来塗をはじめとしたいろんな事業なんかが展開されています。

だからこそ必要なそういう体制、置かれていたんじゃないですか。そういう点においては、少なくとも民俗資料館の今の体制、私は問題があると思います。

仕事していく上で、実際に、先ほどの年休の話もしたけども、こんな状況で年休取れるかどうかと考えたら、取れるもんじゃないですよ。これは岩出市の職員体制の中においては、そこだけじゃなしに、他の部署なんかでも、そんな状況じゃないのかなというふうに思います。

時期時期によってはね、早く帰れるときもあるかも分からへんと、だからこそ、この間、私見に行ったときに、住民課も総務も電気消えておられました。残っていたのが、さっきも言ったように、事業部や生活福祉部や、あいあいセンターなんかを含めて、下水道もおられた。どう考えても、この問題、いつも言ったら少数精鋭だと。以前はずっと少数精鋭で、市として対応ができるんだということを言われる。

今も実際には、3万人のときで280人で、今、314人おるやないか。210人、市の正職じゃない人おられるというふうに、でもね、聞いたら、残業というのは、正職の方しかやっぱりされていないんじゃないですか。誰とは言えへんけど、私、本当に心配した職員もおるんですよ、昔。連日11時、12時まで仕事しててね、そんな2週間も3週間も続いていた。

あそこの町民プールの時代になるのかな、市民プールの時代かな。「僕40日間休んでないんです。」、こんな職員もおられた、こんな話も聞いたことあるんですよ。多分、夏のプールの監視員の関係もあつたのかなとは思いうんやけどね。いずれにしても、今のこの体制でこういう超勤業務、こんな実態がやっぱり生まれている。変える必要、皆さん、あるんじゃないですか。なぜこんな状況で職員の健康と命が守れるのか。少なくとも、やっぱり職員を増やしていく、そういうことが必要やと本当に思うんです。

この間、私、長いこと議員させてもらっているけども、平成元年からさせてもらって、そして助役さんや副市長、何人もの方変わられて、いろんなところで話もさせてもらって、中には副市長さんの中で、「わしの目から見て40人少ない。そういうふうに思う。」、そういう方もおられました。これ以外にも、職員はやっぱり少ないんやと、そういうふうに思っている。そんな方、何人もおられたんです。

今の副市長とそんな腹の割った職員体制の問題で話、なかなか私、最近ようやってないけども、実際、今の副市長が、今のこの職員体制どう思っているんか分かりませんけども、そういう何人の方が、やっぱり今の岩出市の職員体制というのは、どうもおかしいんと違うんか、そういうことを考えておられるというふうに私は思いたい。

市長、こんな今の職員体制、市長として職員の健康を考えていく上でも、職員増やしていく、そういう考えないですか。

私は、最後に、この岩出市の職員体制の問題、こんなこと続けてたら幹部すら育ちませんよ。定年前にどんどんどんどん職員辞めていく。だから、この間、何人の方が幹部になる職員、育ってなかったんじゃないですか。県から呼んでくる、そういうふうな状況、なんぼでも続いてきたんじゃないですか。職員を育てていく、そういう上においても、やっぱりこういうのは健康面を考えていく上でも変えていく、そういうことが必要だと思います。

そういう点においては、最後に、市長に職員体制の問題、見解を伺いたい、そういうふうに思います。

それと、これホームページで見たんですが、類似団体別職員数の状況、この活用の手引、こういうものがインターネットで載っていました。そして、その中では、定員の状況の分析と公表について、ここのところでは、情報の開示、提供に対しては、地方公共団体給与情報等公表システムによるほか、独自に公表を行う場合にあっても、類似団体別職員数の状況や定員回帰指数等を適切に活用することが期待される所です。そして、その前段に、定数管理の推進に当たっては、情報を開示、提供することにより、人事行政の透明性を高めて、一層住民の理解と納得を得ることが求められていると。こういう公表、これが求められている。

こういう点においては、岩出市として、職員の公表、定員の状況の分析と公表、こういう点について、今後どのようにされていくのかという点、これを最後にお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

岩出市の職員体制について、いわゆる定員管理のご質問かと思えます。

最初に、地方自治体の職員の定数の考え方について、いろいろ様々な考え方がございますが、地方自治法第2条では、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、こういうふうにされております。

そのため、組織及び運営の合理化に努め、適切に対応、現在しているというところでございますけども、職員の定員については、令和2年度において、標準とされる職員数を検討、さらに各所属における業務の実態を把握しながら、令和3年度から7年度までの、いわゆる5年間、定員適正化計画を作成したところであります。

業務量、それから人員配置については、毎年、所属長からヒアリングを実施しておりまして、適切な人員配置に努めているところでございます。したがって、現在の条例定数を維持することとなります。

なお、平成6年と令和4年の職員を比較しますと、当初のご質問の内容ですけども、28人増加しております。市民サービスの向上に努めているというところが見受けられるように私は感じております。

また、令和5年度から、いわゆる定年延長、この件で段階的に導入されると、こういう方針が出ておりますので、定年延長で残る職員の方々との全体的なバランスを見ていかなければ今後ならないと、このように考えております。

今のところ、今後も条例定数の範囲内で適切な職員数の配置に努めてまいりたいと考えております。

類団等のお話の中で、市の定数の公表にというところですけども、これは毎年、市の広報紙に定員の公表しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、県道泉佐野岩出線の環境整備について質問を行います。

1点目に、県道泉佐野岩出線において、総合体育館から広域農道、この交差点間に街灯設置の働きかけをしてほしいのです。当局は、夜の総合体育館から広域農道の間、これをどのようになっている状況だと考えていますか。川尻付近の店舗などがあるところは明かりもありますけれども、それ以外は泉佐野岩出線に街灯

などはなく、通勤や通学、この通行については、車が通ればまだしも、足元などが非常に暗い状況となっています。県に街灯設置の働きかけをしていただきたい。

2点目として、泉佐野岩出線において、堀口地点の交差点から広域農道までの間、雑草が茂っている。そういうふうなところが激しいところもあって、歩道の上のそういうところにまで草が生えてきている。そういう場所すらあります。歩道全体を整備してほしいという声もありますし、県に雑草の整備をはじめとして、歩道の凸凹地点の改修、環境整備の働きかけをぜひ要請していただきたいと思います。

3点目に、堀口の交差点、北側地点ですね。道路が少し陥没というところまではいかないんですが、少し下がっているようなところがあって、雨天のときには水たまりというものが生じているという場所もあります。排水がなかなかできるというわけではないんですね。だから、どんどんどんたまってきているという状況がありますので、この点についても改善をぜひ求めていただきたいと思います。

4点目として、以前、泉佐野岩出線の東側ですね、総合体育館の東側ぐらいのところなんです、大谷眼科さんの付近です。自転車通学するのに当たって、道路の起伏が激しいので改善、かばんなんか跳ねて落ちたりとか、通行するのに非常に不便なんだという形で改善を求めたんですが、県として、何か改善される方向という部分なんかは打ち出されたんでしょうか。県において、改めて現状の把握も含めて、今の状況についてどうなのかという点、お聞きをしたいと思うんです。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の3番目、県道泉佐野岩出線の環境整備についてにお答えいたします。

ご質問の件につきましては、道路管理者である県とともに現地を確認した上で回答をいただいております。

まず1点目、市民総合体育館から広域農道交差点間に街灯設置の働きかけをについてですが、県道泉佐野岩出線の市民総合体育館から広域農道交差点の間は、過去より要望しているところではあります、県道への道路照明の設置につきましては、交差点など歩行者の識別が必要な箇所や道路線形が急変する場所など、運転上危険な箇所について、夜間の交通量や事故の状況を考慮し、また付近の土地所有者との調整を行った上、道路照明施設設置基準に基づき、道路照明を検討することです。

なお、この間の市道との各交差点照明は、既に設置されてございます。

次に2点目、「堀口交差部から広域農道までの間が雑草の繁茂が激しく、歩道上まで生い茂っている場所があります。県に環境整備の働きかけを。」についてですが、県道泉佐野岩出線の植栽管理及び除草につきましては、毎年おおむね6月及び9月の年2回を基本に実施していただいております。その上で、特に通行の安全性が確保できないなど、通行の支障の程度を考慮し、対応していただきます。また、歩道部分の整備につきましては、直ちに危険を伴う箇所が見受けられないため、今後、状況を注視していただきます。

次に3点目、堀口交差点交差部北側地点において、道路に水たまりが生じている場所の改善についてですが、現地の状況を把握し、適切に排水できるよう改善策を検討すると聞いてございます。

次に4点目、以前、泉佐野岩出線東側歩道について起伏状況の改善を求めたが、県における現時点の状況について、ですが、ご質問の箇所につきましては、現在、現地の通行状況や事故の状況など注視しているところですが、再度現地の状況を確認の上、周辺の利用状況を考慮し、隣接地権者などと協議の上、道路構造基準に基づき、改善策を検討すると回答ございました。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 道路の環境整備という点においては、道路そのもの自身は市道もあるや県道もある、国道もあるというような感じだと思うんですね。そういう点において、例えば、国道面なんかにおいては、県を通じて依頼をするのか、市が直接県にお願いするのかという点、それをちょっと確認したいのと、市に、那賀消防から出て左側の南側の中央分離帯というんですか、あそこなんかも草ようさん茂っているでということでお話もさせてもらったときもあるんやけども、朝はまだ茂ってたのに、昼、ちょうど僕、お昼食へに行くときに通ったら、刈っていただいていたんです。

ありがたいなと思うんやけども、今のあの状況やったら、また草が生えてくるという形になるのかなというふうにも思うので、そういう点なんかも国に対して改めて改善求めていってほしいなというところもあるし、那賀高校の北側のところなんかも、やっぱり今もまだ草も大分伸びてきているというようなところもあるし、そういう点なんかも含めて、改めて市全体で調査なんかも、国道部分なんかも含めてしていただいて、改めて県なり国なりに要請していただければなというふうにも思うところがあるので、たまたま6月、9月というそういう部分があったんで刈っていただいたのかどうか、ちょっと分からへんねんけども、少なくとも那賀消防から出

たところについては刈っていただいたという点では、市の対応面というのは非常にありがたいなというふうに思いますし、今後もぜひとも、さらに市全体見渡した対応、これをお願いできたらなというふうに思っています。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

国道24号の植樹帯の除草につきましては、年1回を基本に実施されていますが、通行の安全性や視認性が確保できないなど、道路管理上、問題がある場合に対応していただいておりますので、国土交通省に対して要望してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和4年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時06分)



地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和4年9月15日

岩出市議会議長 福山 晴美

署名議員 田中 宏幸

署名議員 尾和 正之